

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

北一輝思想集成

国体論及び純正社会主義

日本改造法案大綱 ほか

書肆心水

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

北一輝思想集成 目次

凡例 5

I 自己を語る (二・二六事件調書抄) 17

II 国体論及び純正社会主義 61

第一編 社会主義の経済的正義 (第一〜第三章) 75

第二編 社会主義の倫理的理想 (第四章) 167

第三編 生物進化論と社会哲学 (第五〜第八章) 203

第四編 所謂国体論の復古的革命主義 (第九〜第十四章) 357

第五編 社会主義の啓蒙運動 (第十五〜第十六章) 579

III 日本改造法案大綱 665

IV 対外論策篇 769

ヴェルサイユ会議に対する最高判決 771

『支那革命外史』序 783

ヨッフエ君に訓ふる公開状 797

対外国策に関する建白書

日米合同対支財団の提議 825 813

遺書・絶筆 837

参考資料(底本画像) 847 北一輝略年譜 859





北一輝

1883(M.16).4.3. 母リク(父慶太郎)より生まれる
1937(S.12).8.19. 東京陸軍軍法会議判決の銃殺刑

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

凡

例

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

一 構成

*本書は、北一輝（北輝次郎）の三大著作『国体論及び純正社会主義』『支那革命外史』『日本改造法案大綱』のうち『国体論及び純正社会主義』『日本改造法案大綱』の二作全文を中心に、自己と自作について語った「二・二六事件調書」（抄）、および、対外論策数篇、遺書・絶筆をまとめたものである。
*「対外論策篇」と称して括ったものは、『日本改造法案大綱』西田税発行版が参考（論）文として収める「ヴェルサイユ会議に対する最高判決」「支那革命外史」序「ヨツフェ君に訓おぼふる公開状」の三篇、および、建白書「対外国策に関する建白書」「日米合同対支財団の提議」の二篇である。

二 表記

*全体の編集方針として読みやすさを旨とし、文字は現在一般的な新漢字・新仮名を使用した。底本の忠実な再現を第一として、以下に断る表記上の置換と注釈的付加以外には手を加えていない。
*（ ）で括った行間ルビ書きと行内の行割注は、本書発行所による便宜的な、主に若年層向けの読み仮名や注釈、および、送り仮名や句読点の補足に代えるものなどである（現代仮名づかいを使用した）。
*正誤を判断しかねる記述等への「ママ」のルビは全て本書発行所による（ごく些細なものには省いた）。
*踊り字（ゝゞ、ゞゝゝ）は、現在でも一般的な「々」以外、使用しなかった（遺書中の一字を除く）。
*仮名づかいと送り仮名は底本のままとした。
*拗促音は底本で使用されていない場合は使用しなかったが、いわゆる片仮名語（外国人名・地名など）

のみ適宜拗促音表記を使用した（ヨツフェ↓ヨツフェ、など）。

* 鍵括弧（「」）は底本の通りに表記した。

* 西欧人名の姓名区切りに使用されている読点（・）に置き換えた（西欧地名もそれに準じた）。姓名区切りの読点がないものに中黒点を補ったものもある（アダムスミス、など）。

* 読点や中黒点なく語が並列され、とりわけ読みにくい場合に限り（例：「政治産業学術思想の腐敗」）、原文にはない「」の記号を補って「政治、産業、学術、思想の腐敗」のように表記した。

* 底本で片仮名表記が基本になっているものは平仮名に置き換え、各篇扉裏にそのむね断つた。

* 誤記・誤植・誤用の類は適宜訂正したが、特に『国体論及び純正社会主義』では相当箇所及ぶこともあり、訂正箇所はいちいち示さなかった（淘汰↓淘汰、甘んする↓甘んずる、など）。

* 『国体論及び純正社会主義』において、句点であるべき読点、読点であるべき句点と判断したものと右同様に訂正した。また同書では片仮名表記部分に傍線が施されているが、これは省いた。

* 現在一般的ではないものの、誤記・誤植・誤用とは言えない用字は底本のままとした（小女／少女、積集／集積、諱忌／忌諱、など）。ただし、現在では違和感が強いと思われるそれについては置換した（畜積↓蓄積、貯畜↓貯蓄、など）。

* 人名の誤りと思われるものは底本のままとし、行間ルビ書きで指摘した。

* 些細な表記不統一は底本のままとした（模倣／摸倣、憶説／臆説、など）。

* 本書収録の諸篇は執筆時期も異なるので表記には揺れがあり（マークス／マルクス、ツラスト／トラスト、など）。同一篇内で揺れているケースもある）それはそのままに表記したが、頻出するダーウインにおける表記揺れのみは、特にダーウインに統一した。また、二・二六事件調査中における「ロシア／ロシア」「シベリヤ／シベリア」の表記揺れは後者に統一した。

* 外国地名・外国国名・外国人名・外来語の当て字は現在一般的な片仮名表記に置き換えた。もともと

片仮名表記されているものはそのまま表記した（エジプト、等）。置き換えたものは以下の通り。

希臘（ギリシヤ） 羅馬（ローマ） 埃及（エジプト） 印度（インド） 独逸・独乙（ドイツ） 仏蘭西（フランス） 英吉利（イギリス） 伊太利（イタリア） 埃太利・懊太利（オーストリア） 愛蘭・愛蘭土（アイルランド） 白耳義（ベルギー） 和蘭（オランダ） 瑞西（スイス） 露西亞（ロシア） 亜米利加（アメリカ） 加奈陀（カナダ） 土耳其（トルコ） 阿富汗（アフガン） 西蔵（チベット） 西比利亞（シベリア） 阿弗利加・亜弗利加（アフリカ） 亜細亞（アジア） 比利賓（フィリピン） 馬來（マライ） 雅典（アテナ） 倫敦（ロンドン） 巴里（パリ） 浦塩斯德（ウラジオストツク） 基督（キリスト） 猶太（ユダヤ） 亜羅比亞（アラビア）

三 底 本

二・二六事件調書

* 底本には『北一輝著作集』第三卷（みすず書房刊、二〇〇四年二月二十日、第三版第四刷発行）を使用した。

国体論及び純正社会主義

* 底本には北輝次郎著『國體論及び純正社會主義』（北輝次郎刊、明治三十九（一九〇六）年五月九日発行）を使用した。

SAMPLE
Shoshi-Shins.com

日本改造法案大綱

* 底本には北一輝著『日本改造法案大綱』（西田税刊、大正十五（一九二六）年五月十日再版発行の伏字のわずかな方の版）を使用した。

* あわせて北一輝著『日本改造法案大綱』（西田税刊、大正十五（一九二六）年五月十日再版発行の伏字の多い方の版、大正十五年二月十一日発行の伏字の多い方とわずかな方の両版）、北一輝著『日本改造法案大綱』（改造社刊、大正十二年（一九二三）年五月十一日三版発行（五月九日発行・五月十日再版発行）、内務省警保局保安課、昭和十年版『国家改造論策集』（芳文閣出版部刊、一九九〇年十月三十日復刻初版発行）も参照・使用した。

* 右記したように、同書の大正十五年「西田税版」には初版（二月）と再版（五月）があるが、左記の特殊事情がある（詳細は次項「『日本改造法案大綱』西田税版について」参照）。

* 初版・再版ともに同じ奥付（発行日）を持ちながら、伏字がわずかの版（巻一）の末尾一ブロックのみ）と、伏字が多くあるものの二種類がそれぞれに存在しており、つまり、計四種類の本がある。

伏字がわずかの版同士（初版と再版）、伏字の多い版同士（初版と再版）は基本的に同じである。但し誤植等の差異がわずかにあり、再版の方にのみ誤植の見られる箇所もある。本の寸法は四種ともほとんど同じ。右記改造社版の内容は、この伏字の多い方の版とおよそ同じである（用字等の差異が多少あり、西田版付録の「参考」論文「諸篇は収録されていない」）。

* 収録テキストの配列は初版により、「第三回の公刊頒布に際して告ぐ」を先頭にした（詳細は次項「日本改造法案大綱」西田税版について」を参照）。

* 「第三回の公刊頒布に際して告ぐ」を除き原文は片仮名表記であるが、平仮名に置き換えた。
伏字の多い方の版における伏字範囲を、▽ △のルビで示した。

* 目次の小見出しに対応する本文の記述に傍線を施した（原文にその傍線はない）。

*底本は常識的に、初版ではなく再版を採用したものの、右記特殊事情より首肯される初版にはない再版のわずかな誤植は、初版によって訂正した。

ヴェルサイユ会議に対する最高判決

*底本には北一輝著『支那革命外史』（大鑑閣刊、大正十（一九二二）年十二月一日再版発行（十一月二十五日発行））を使用した。

*底本以外に参考にした版は、『支那革命外史』平凡社刊、昭和六（一九三一）年三月十五日発行、および、内海文宏堂書店刊、昭和十二（一九三七）年八月十日増補四版発行、の二版である。

*これは『日本改造法案大綱』西田税版にも「参考（論）文」として収録されている。

『支那革命外史』序

*底本には北一輝著『支那革命外史』（大鑑閣刊、大正十（一九二二）年十二月一日再版発行（十一月二十五日発行））を使用した。

*底本以外に参考にした版は、『支那革命外史』平凡社刊、昭和六（一九三一）年三月十五日発行、および、内海文宏堂書店刊、昭和十二（一九三七）年八月十日増補四版発行、の二版である。

*これは『日本改造法案大綱』西田税版にも「参考（論）文」として収録されている。

ヨツフェ君に訓ふる公開状

*底本には北一輝著『日本改造法案大綱』（西田税刊、大正十五（一九二六）年五月十日再版発行の伏字がわずかな方の版）を使用した。

*底本以外に参考にした版は、『日本改造法案大綱』大正十五年・西田税版の諸版である。

対外国策に関する建白書

* 底本には北一輝著『支那革命外史』（内海文宏堂書店刊、昭和十二（一九三七）年八月十日増補四版発行）を使用した。（この版は増補四版とされているが、奥付に示されている発行日記録より判断するに、第一と第二の版は大鑑閣版、第三の版は平凡社版を指している。）

* 原文片仮名表記であるが、平仮名に置き換えた。

日米合同対支財団の提議

* 底本には、同右、北一輝著『支那革命外史』（内海文宏堂書店刊）を使用した。

* 原文片仮名表記であるが、平仮名に置き換えた（平仮名表記部分は片仮名表記に置き換えた）。

遺書・絶筆

* 底本には『北一輝著作集』第三卷（みすず書房刊、二〇〇四年二月二十日、第三版第四刷発行）本文・口絵を使用した。

四 『日本改造法案大綱』（（仮解））西田税版について

* 『日本改造法案大綱』大正十五年・西田税発行版は二版四種が存在している。従来、（伏字）西田版の初版は伏字がわずかで再版は伏字が非常に多い（伏字）と説かれることがあったが、事情の詳細は左記の通り。

* 既述のように、初版・再版ともに同じ奥付（発行日）を持ちながら、伏字がわずかの版（「卷一」の末尾一ブロックのみ）と、伏字が多くあるものの二種類がそれぞれに存在しており、つまり、計四種

類の本がある。伏字がわずかの版同士（初版と再版）、伏字の多い版同士（初版と再版）は基本的に同じである。但し誤植等の差異がわずかにあり、再版の方にのみ誤植の見られる箇所もある。本の寸法は四種ともほとんど同じ。

*初版の伏字の多い方の版の収録内容は、順に左記の通り。

タイトルページ（北一輝氏著 日本改造法案大綱）

第三回の公刊頒布に際して告ぐ（一〇一〜一九ページ）

目次（一〜四ページ）

凡例（一〜三ページ）

本文（緒言〜結言／一〜一四八ページ）

妙法蓮華経化城喻品引用（一四九ページ）

参考論文

『支那革命外史』序（一五三〜一七四ページ）

ヴェルサイユ会議に対する最高判決（一七五〜一九一ページ）

ヨツフェ君に訓ふる公開状（一九三〜二二一ページ）

『国体論及純正社会主義』序文（緒言）（二二三〜二三五ページ）

奥付

*初版の伏字のわずかな方の版の収録内容は、順に左記の通り。

タイトルページ（北一輝著 日本改造法案大綱 大正八年八月稿）

第三回の公刊頒布に際して告ぐ（ページ番号なし）

凡例（一〜三ページ）

目次（一〜四ページ）

本文（緒言〜結言／一〜一四八ページ）

本文用紙とは別の用紙一丁（印刷なし）

参考文献（ページ番号なし）

『支那革命外史』序

ヴェルサイユ会議に対する最高判決

ヨッフエ君に訓ふる公開状

『国体論及純正社会主義』序文（緒言）

奥付

*再版の伏字の多い方の版の収録内容は、順に左記の通り。

タイトルページ（北一輝氏著 日本改造法案大綱）

第三回の公刊頒布に際して告ぐ（一〜一九ページ）

目次（一〜四ページ）

凡例（一〜三ページ）

本文（緒言〜結言／一〜一四八ページ）

妙法蓮華経化城喻品引用（一四九〜一五〇ページ）

参考論文

『支那革命外史』序（一五三〜一七四ページ）

ヴェルサイユ会議に対する最高判決（一七五〜一九一ページ）

ヨツフェ君に訓ふる公開状（一九三〇～二二二ページ）

『国体論及純正社会主義』序文（緒言）（二二三～二三五ページ）
奥付

*再版の伏字のわずかな方の版の収録内容は、順に左記の通り。

タイトルページ（北一輝著 日本改造法案大綱 大正八年八月稿）

凡例（一～三ページ）

目次（一～四ページ）

本文（緒言）結言／一～一四八ページ）

本文用紙とは別の用紙一丁（印刷なし）

参考文献

第三回の公刊頒布に際して告ぐ（二五一～一六九ページ）

『支那革命外史』序（七一～一九二ページ）

ヴェルサイユ会議に対する最高判決（一九三～二〇九ページ）

ヨツフェ君に訓ふる公開状（二二一～二三九ページ）

『国体論及純正社会主義』序文（緒言）（二四一～二五三ページ）

奥付

*本書巻末「参考資料（底本画像）」にそれぞれ特徴的な諸ページのうちの数ページを掲載した。

（至らぬ点を恐れ恥じながら右記関係各位および先達に深謝申し上げます。二〇〇五年 書肆心水）

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

北
一
輝
思
想
集
成

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

I

自己を語る (二・二六事件調書抄)

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

一九三六年（昭和十二年）

憲兵隊調書

第七回聴取書

住所 東京市中野区桃園町四十番地

無職 北 一輝こと 北 輝次郎

五十四年

右者昭和十一年四月十七日、東京憲兵隊本部に於て本職に對し左の陳述を為したり。
国家改造運動の経緯に就て。

私は佐渡に生まれて、少年の当時、何回となく順徳帝の御陵や日野資朝の墓や熊若丸の事蹟などを
見せられて参りまして、承久の時の悲劇が非常に深く少年の頭に刻み込まれました。

帝の痛ましさと云ふ様な事、乱臣賊子（らんしんそくし）の憎むべき事と云ふ様な事は単純な頭に刻み込まれて来ました。其（その）当時の佐渡でありますから、ほんの絶海の孤島で私は漁夫の子供等と一緒に育つて来て、何等（なんら）外界の刺戟（しげき）もなく、真実の自然児として生活して居りました。

二十一、二歳の時、東京に出まして独学を致して居りました。

二十三歳の時、「国体論及び純正社会主義」と云ふものを書いて自費で出版しました。

夫れは少年時代の書物であり、且つ不完全の儘で出したものでありますが、其（その）所謂（いわゆる）、私の社会主義なるものは其（その）書物の序文に長々と書いてあります通り、当時の社会主義者と謂（い）ふものの全部が（幸徳、堺、片山、大杉等です）悉く日露戦争に反対したのに対して、私は国家を離れた社会と謂（い）ふものは無いから、社会主義を謂（い）ふならば日露戦争を是認せよと云ふのが道義であると極めて強く力説して置きました。此点は少年時代の思想であつても間違つて居らなかつたと思ひます。只（ただ）当時の社会主義と云ふ言葉の中には、空漠とした種々の夢想が入つて居りまして、「マルクス」の翻訳一冊あるでなし、只（ただ）貧富の間隔無く、万民（ばんにん）悉く富み樂しむ位の程度が社会主義位のものでありました。殊（こと）に其（その）書物の巻末に於て、東洋にも社会主義がある、即ち孔孟（こうもう）の「井田の法（せいでんのかほ）」が夫れで有ると云ふ馬鹿馬鹿しい子供らしい事が書いてある等、全く空想時代のものであります。然（しか）し山路愛山（じやうろあいざん）の様な大家でも「井田の法」は社会主義であると名付けてある程でありますから、如何（いか）に自分の思想が幼稚で空想的であつたか、お判りの事と思ひます。

其（その）国体論の部分に於ては、日本の歴史の解釈に就て、一つの見方として他の後の歴史研究家に相当

暗示を与へたと云ふ事を聞いて居ります。

自分の国体観に就ては、其後三十四歳になつて信仰に入りましたから、五年十年と修業を積む様になつて、日本の神国たる根本の意義が判りました。二十歳時代ではそう云ふ指導者もありませぬ。自分等一般青年等は多く懐疑的でありました。

其後書物「国体論及び純正社会主義」を印刷して居りました印刷屋が、支那革命党機関紙「民報」を印刷して居つた所であつたために、其の私の書いた書物が支那留学生、亡命客に多く読まれまして、其の因縁から、故宮崎滔天の導きで二十四歳の秋、孫逸仙、黄興、宋教仁等の列座の席上支那の革命党に參加しました。

二十九歳になりました、第一革命が勃発しましたので、直ちに支那に渡りました。揚子江の上下を往來して居りましたが、其後自分は支那の動乱の中に入りまして、征服者としての君主が如何に亡び易いか（満洲国皇帝は民族を征服したる君主であり、第一革命は民族独立運動でありました。即ち革命と謂ふよりも民族独立運動と謂ふ方が正当であります）、同時に支那自身の漢民族中に、君主と仰ぐべき者がなないために、大統領が度々起きたり倒れたり、又は袁世凱が皇帝とならうとして一つも国内の建設が出来ないので、万民塗炭の苦しみを続け居るを見、痛切に皇統連綿の日本に生れた有難さを理論や言葉でなく、腹のどん底に込み渡る様に感じました。又歐洲大戦前の事でありますから、英仏独等の諸国の勢力が支那の上のしかかつて居るのを体験を以て知りました。

嘗て外侮を受けた事のない日本の有難さを感じ続けて来たのであります。

私は、支那を救ふには支那の力では駄目で、日本の正義と実力とを以てしなければ他に道はないと云ふ事を痛切に感じました。私は、思想はこの時を以て初めて確つたと思はれます。

私は、支那を中心とした対外活動が、私の使命であると考へまして、夫れ以後、対外的の事ばりに注意を払ふ様になりました。三十四歳の一月に、私は突然信仰の生活に入りました。同時に第三革命が支那に起きましたので「革命の支那 及 日本の外交革命」(「支那革命の歴史」)と云ふ印刷物を百部作りまして、当局の少数の人に支配布しました。大隈内閣の時でありまして、故矢野龍溪君から、当時の外相石井菊次郎氏 及 大隈首相が革命の事情が判らないので話せと謂ふ事でありましたので、印刷物としたのであります。三回位に分けて配布しました。初めの支那革命の説明は、皆喜んで了解して呉れました。後半の日本外交革命と謂ふ点になりましたら、皆驚いて態度を変へました。

其の理由は、日本はロシアと英国を敵にすべきものである。ロシアからはシベリアの半部を奪ひ、英国からは東洋 及 南太平洋に於ける英国の領土を奪ふべきものである。英露二ヶ国は当時の如く支那に蟠踞し居ては、支那の保全是望むことが出来ない。そして日本と米国の間に経済的同盟関係を結び、支那に対しては攻守同盟の形を以て、最も礼儀を尽した保護関係とすべきものであると謂ふ解説を論じてあります。

之は、当時日本は支那を援けて露に向ひ、又日英同盟に捉はれて何処迄も英国の御用をして居つた時でありますから、当時の政府としては喜ばない理論であつたのは勿論であります。只一人朝鮮に居つた寺内総督が、友人の朝鮮京城の或る人を通して、私に賛成のことを申して来ただけであります。

此の印刷物が、後々大川周明君に依つて出版されました。「支那革命外史」として相当売れましたのです。「日本改造法案」の後半に書いてある外交策は、少しも其の意見を修正しないで益々私の信念を固めて主張して来て居りました。今日となりましては、恐らく反対する人もありませんでしょうし、自分は將來も日本の国是となることと信じて居ります。

私の根本思想を申しますれば、この「支那革命外史」に書いてある日本の国策を遂行させる時代を見たいと謂ふ事が唯一の念願でありまして、自分も亦微力ながら少しづつでも働いて来て居ります。私其の刷物を書き残して再び支那に渡りました。これが大正五年であり、それから大正八年迄支那に居りました。そして歐洲大戦の終ると同時に、初めて「国家改造案原理大綱」と謂ふものを書きました。

それを書いた目的は、ロシア大帝国が先づ倒れ、ドイツ、オーストリア帝国が倒れると謂ふ具合になり、且つ「ウイルソン」等が世界大戦は帝国主義に対する「デモクラシー」の戦であると謂ふ事を世界に宣言し、日本代表の石井大使も同じ事を声明すると謂ふ様な有様で、世界の風潮従つて日本の風潮は「ウイルソン」に非らざれば「レーニン」「トロツキー」であると謂はれ、日本はドイツと同じ帝国主義を以てドイツと同じ運命を辿るものだと謂ふ様な氣運が漲り渡つて居る時代でありました。

私は、其の改造案には、全般を通じて帝国主義を強調し、日本の如き領土狭小の国家に於ては、国家の生存権として侵略主義も亦日本に於ては正義であると主張して居ります。そして改造案全体として觀るときは、日本帝国を大軍營の如き組織となすべしと謂ふ精神を以て記載したのであります。従て当時「レーニン」の政府になつたが故に、ロシアは満洲に於ける侵略を停止すべしと云ふ様な空しき期待が支

那の当局者、又は日本の輿論(よろん)に行はれて居つたのに対して、改造案は「ロマノフ」朝であろうと「レニン」政府であらうと、日本はロシアより奪ふことに變りなしとまで明言してあります位であります。

其の当時(そのとき)（大正八年）は、日本国内に於ても、頻々(ひんびん)として「ストライキ」が起り、米騒動が起り、大川周明が上海に私を迎へに來た時には、東京の全新聞は悉く発行不可能の「ストライキ」であると云ふ様な状態、世界の革命風潮が、日本をふきまくつて居る最中でありました。

私は丁度それを書き終つて居りましたので、大川に交付した。天皇大権の發動で日本を改造する様に論述してある主意から、革命的運動者と行動を共にせず、吾々(われわれ)は何処迄も一天子中心の国家主義改造で進まねばならぬと云ふ事を確く約束しました。大川は一泊の後、日本に販(はん)りました。私は同年十二月末上海を出發しました。

私は靈感に依つて、当時の東宮(とうきゆう)（皇太子）殿下に法華經を献上すべく、それ(それ)を(それ)持ちまして、大正九年一月始めに東京に着いて猶存社(ゆうぞんしゃ)に入りました。法華經は小笠原長生氏の手を通じて非公式ながら殿下に献上が叶ひました。爾後(じこ)、同小笠原氏から承りますと（虎の門事變後）、恐多くも最も御手近くに置かれて居られるとの事でありませう。

其後(そのち)、虎の門事件と謂ひ桜田門事件と謂ひ、其他共產党の不敬なる未遂事件と謂ひ、神仏の御加護が殊(こと)に今上陛下(きみぎみ)に深甚無量であることが思ひ当られるのであります。大正十年一月御成婚問題の事がありまして、大川周明、満川亀太郎、島野三郎、私等幾分臣民の本分を尽した事が有ります。今日日月並び輝くを仰ぎ見て、殊(こと)に東宮殿下の御降誕を見る等、益々御聖徳をたたへまつる次第であります。

大正十二年後藤新平が「ヨッフエ」を連れ来まして、日本の輿論も思想界の全部も、悉く「ヨッフエ」を支持し、礼讃する奇怪な状態でありましたので、私の一人の責任に於てロシアの承認すべからざる所以及不日（なまじ）日本はシベリアに対して発言するであらうと云ふ事を、私としては、相当論理的に書きました。三万部程印刷して配布致しました。其のために政友会、加藤高明氏の立憲同志会が其の議論に一致して呉れましたので、後藤新平及ヨッフエの計画は一時其の為に頓座したのであります。之は「ヨッフエ君に訓ふる公開状」として、西田が編輯しました、「日本改造法案」附録に載せてあります。

其後、昭和七年、五・一五事件の時、海軍の士官が「ロンドン」条約に依つて奮起したと公判廷に於て論述して居るに拘らず、反つて其の元兇である牧野に対しては、門前から一発の爆弾で胡魔化した丈で過ぎ、そしてロンドン条約の時は、末次等と死物狂になつて働いた西田を襲撃させると云ふ様な、誠に奇怪なことを私は見ましたので、私は過去に於て、支那の第一革命の時、実際に働いた盟友が四人も五人も同志の権力慾のために暗殺されて居る苦い経験から、益々世の中に対して厭世的の様な考を懐いて、自分の行くべき途は祈りの途であり、神秘の世界であると信じまして、益々訪客を謝絶して専心信仰の修業を努めて居りました。

只五・一五事件一月程前に、日仏同盟に関する建白書（「対外同盟に関する建白書」と云ふものを秘密に少数数謄写して、当局者の方々に送りました事がありますし、昨年七月対支投資に於ける日米財団の提議（「日米財団対支」を、同様少数数印刷しまして、財界有力者にも意見一致を求めました。昨年十一月、支那に行かうとして居つたのであります。広田外相が永井柳太郎君に頼んで一寸都合があるから出発を見合せて呉れとの

事であつたので、今年の春になつたなら行かうとして居つたのであります。私は国際関係を離れたる国家改造案と云ふものが有り得ないと考へますので、私の支那行きも見方依れば其の実行の一部とも謂へますが、実はあの「日本改造法案」と謂ふ前は、其の内容から云ひます時は正当ではありませぬので、寧ろ大帝国建設案大綱とでも謂ふべきものであると考へて居ります。其の意味で支那行きを計画して居つたのであります。

重臣ブロックに対する私の考へは、世人は、陸軍又は海軍が、重臣ブロックに何等か含む所ある様に考へて、陸海軍側から働きかける様に信じて居ります。然し重臣ブロックと謂へば、牧野を中心としたものであります。之は明かに海軍に対して重臣等の無法なる干渉から起きた事でありあります。

ロンドン会議は仏も伊も既に脱退したので日本丈に残つて居なければならぬ義理も理由もありません。殊に財部の如きは「ロンドン」で二度も引揚げを決心して居ります。それにも不拘、東京で牧野、幣原等が主となつて英米二国大使の恫喝に盲従して、東京から条約調印の訓令をして居るのであります。財部は辞表を懐にして、「シベリア」から朝鮮に着きました。朝鮮総督の齋藤実は、財部の辞職は内閣の転覆になるので呉から谷口を呼んで後任の軍令部長の約束を致し、東京に賑るや直ちに軍令部長加藤、次長末次を餓つて、無理に強行しようとしてしました。当時の東郷元帥を議長として軍事参議官会議の奉答文の内容は、ロンドン条約御批准すべからず、と事実を明瞭に書いてあるにも不拘、枢密院に批准の時は軍事参議官の奉答文は、軍の秘密事項なるが故に提示するを得ず、と云ふ様な三百代言（兼弁を片）の如き理屈を並べ、提示を拒絶し、枢密院をも無理に強行通過せしめたのであります。

草刈少佐は自殺し、浜口は暗殺された時になって、牧野、斎藤等が枕を高くして寝れる道理はありません。

後五・一五事件の公判の時、海軍士官等はロンドン条約に奮激したと云ふことを陳述して居りますが、犬養は野党で政略的にロンドン条約攻撃の尻馬に乗つて居つたのでありますし、牧野こそ刺殺すべきものであるに不拘、牧野を胡魔化して通つたと云ふ事は誰にも云ひません。反つて牧野を打ち漏したのは残念だ、殺すべきものは牧野である、と云ふ声が津々浦々まで涉りましたので、牧野は五・一五の時、危険を逃れたが、五・一五以来は海軍以前のものからものはれることを自分で知りまして、そして海軍の正義派と近い陸軍の將軍等に対しても、常に恐怖の念を以て見て居つた事は想像されます。

— 昨年の真崎教育總監更迭問題に対して、牧野、斎藤が統帥事項に斯る事を承知しながら、陰から魔の手を延べたと云ふことも想像されます。即ち牧野、斎藤等のブロックに取つては、陸海軍と自分との関係は、殺すか殺されるか、喰ふか喰はれるかの絶対の境地にあつたものである。海軍に関しては、兵力量の点に於て、陸軍に対しては人事異動の点に於て、彼等重臣ブロックは明かに陸海軍を攪乱し、身の危ふきのを守らうとしたのであります。

私は十分の十分迄、重臣が悪くて陸海軍が悪くはないと思ひます。事実、鈴木貫太郎氏の如きはロンドン条約の関係の人であり、渡辺教育總監の如きは、重臣ブロックに依つて前總監を押のけて居座つたものであると云ふ様にでも見られて、今回の襲撃目標に、選ばれたのではないかと想像されます。

即ち今回の襲撃されたる重臣等は、改造方面に於ては、何等関係なく、陸海軍の統帥事項を蹂躪する

ものなりと云ふ理由から、陸海軍青年等の陸海軍の自己防衛から行はれたものであると考へられます。

陳述人 北一輝事 北輝次郎

右録取し読み聞かせたる処、相違なき旨申立つるに付、署名捺印せしむ。

昭和十一年四月十七日

東京憲兵隊本部

陸軍司法警察官

筆記者

陸軍憲兵少佐 福本亀治
陸軍憲兵軍曹 丸山正夫

II

国
体
論
及
び
純
正
社
会
主
義

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

一九〇六年（明治三十九年）

緒言

現代に最も待望せられつつあるものは精細なる分科的研究に非らず、材料の羅列事実の豊富に非らず、誠に渾べてに渉る統一の頭腦なり。固より微小なる著者の斯ることの任務に堪ふるものに非らざるは論なしと雖も、僭越の努力は、凡ての社会的諸科学、即ち経済学、倫理学、社会学、歴史学、法理学、政治学、及び生物学、哲学等の統一の知識の上に社会民主々義を樹立せんとしたることなり。

著者は古代中世の偏局的社会主義と革命前後の偏局的個人主義との相對立し來れる思想なることを認め、^(い)と雖も、^(い)其等の進化を承けて今日に到達したる社会民主々義が、^(あ)国家主義の要求を無視するものに非らむと雖も、^(い)亦自由主義の理想と背馳すといふが如く考へらるべきものにあらずと信ず。故に、本書は首尾を一貫して国家の存在を否む今の社会党諸氏の盲動を排すると共に、^(い)彼等の如く個人主義の学者及び学説的に鋒を磨くが如き惑乱を為さざりき。即ち本書の力を用ひたる所は所謂講壇社会主義といひ国

家社会主義と称せらるる鵠的思想の駆逐なり。第一編『社会主義の経済的正義』に於て個人主義の旧派経済学に就きて語る所少なくして金井・田嶋諸氏の打撃に多くを尽くしたる如き、第二編『社会主義の倫理的的理想』に於て個人主義の刑法学を軽々に駁して樋口氏等の犯罪論を論破するに努めたる如き是れなり。社会の部分を成す個人が其の権威を認識さるるなくしては社会民主主義なるものなし。殊に欧米の如く個人主義の理論と革命とを經由せざる日本の如きは、必ず先づ社会民主主義の前提として個人主義の充分なる發展を要す。

第三編『生物進化論と社会哲学』は社会哲学を生物進化論の見地より考察したるものなり。即ち正確に名くるならば『生物進化論の一節としての社会進化論』と云ふべし。而しながら今日の生物進化論はダーウイン以後其の局部的研究に於ては著しく発達したるに係らず全体に涉りて尚混沌たり。即ち『組織』と『結論』となし。故に本書は其の主たる所が社会哲学の攻究（学説を修め）に在るに係らず、単に生物進化の事実の発見として継承せられつつあるものに整然たる組織を建てて凡ての社会的諸科学の基礎となし、更に目的論の哲学系統と結び附けて推論を人類の今後に及ぼし以て思弁的ながらも生物進化論の結論を綴りたるものの始めなる点に於て、著者は無限の歎喜を有することを陰蔽する能はず。固より人類今後の進化につきては今日の科学は充分なる推論の材料を与へず且つ斯るものの当然として著者其人の傾向に支配さるる所の多かるべきは論なしと雖も、是れ慎重なる欧米思想家の未だ試むるに至らざる所、後進国学者の事業として最も大胆なる冒険なり。而して著者は社会民主主義の実現が則ち其の理想郷に進むべき第一歩たるべき宗教的信念として是れを社会民主主義の宗教と名け、社会主義とキリ

スト教との調和衝突を論争しつつある欧米社会主義者と全く異なる別天地の戸を叩きたり。由来キリスト教の欧米に於て思想界の上に専権を振ふこと今尚ローマ法王の如くなるは恰も日本に於て国体論と云ふものの存するが如し。日本の社会主義者に取りては『社会主義は国体に抵触するや否や』の問題にて已に重荷なり。更に『社会主義はキリスト教と抵触するや否や』といふ欧米の国体論を直訳によりて輸入しつつある社会主義者の或者の如きは解すべからざるも甚だし。而しながら本論は固より宗教論にも非らず又生物進化論其者の説述が主題に非らざるは論なく、人類社会といふ一生物種属の進化的説明なり。著者は、憐むべきベンチャミン・キツドの『社会進化論』が人類社会を進化論によりて説明せるダーウィン以後の大著なりとして驚歎されたる如き今日、この編を成したるにつきて聊かの自負を有す。

第四編『所謂国体論の復古的革命主義』は則ち日本のキリスト教につきて高等批評を加へたるものなり。即ち、社会主義は国体に抵触するや否やの論争にあらずして我が日本の国家其者の科学的攻究なり。欧米の国体論がダーウィン及び其の後継者の生物進化論によりて長き努力の後に智識分子より掃蕩せられたる如く、日本のキリスト教も亦冷静なる科学的研究者の社会進化論によりて速かに其の呼吸を断たざるべからず。この編は著者の最も心血を傾注したる所なり。著者は今の凡べての君主々権論者と国家主権論者との法理学を悉く斥け、現今の国体と政体とを国家学及び憲法の解釈によりて明らかにし更に歴史学の上より進化的に説明を与へたり。著者は潜かに信ず、若し本書にして史上一片の空名に終るなきを得るとせば、そは則ち古今凡べての歴史家の挙りて不動不易の定論とせる所を全然逆倒し、書中自ら天動説に対する地動説といへる如く歴史解釈の上に於ける一個の革命たることに在りと。この編は独

立の憲法論として存在すると共に、更に始めて書かれたる歴史哲学の日本史として社会主義と係はりなく見られ得べし。

第五編『社会主義の啓蒙運動』は善悪の批判の全く進化的過程のものなることを論じ第二編『社会主義の倫理的理想』に於て説きたる階級的良心の説明と相待て階級闘争の心的説明をなしたり（西田幾多郎『日本改造』に再録の版には「階級的良心の説明」と稱す）。而して更に国家競争に論及し帝国主義が亦世界主義の前提なることを論じたり。權威なき個人の礎石を以て築かれたる社会は奴隷の集合にして社会民主主義に非らざる如く、社会主義の世界聯邦論は聯合すべき国家の倫理的独立を単位としてのことなり。百川の海に注ぐが如く社会民主主義は凡ての進化を継承して始めて可能なり。個人主義の進化を承けずして社会主義なく、帝国主義の進化を承けずして世界主義なく、私有財産制度の進化を承けずして共産社会なし。故に社会民主主義は今の世の其等を敵とせずして凡てを包容し凡ての進化の到達点の上に建てらる。彼の、社会主義の理想は可なりと雖も果して実行せられ得るやといふが如き疑惑は、今日の社会民主主義を以て人為的考察のものとして解して歴史的進行の必然なる到達と考へざるが故なり。本書が終始を通じて社会主義を歴史的進行に伴ひて説き又多く日本歴史の上に其の理論と事実とを求めて論じ、殊にこの編に於て儒教の理想的国家論を解説したるが如きこの故なりとす。

凡ての社会的諸科学は社会的現象の限られたる方面の分料的研究なるを以て、単に経済学若しくは倫理学の如き局部の者を以て社会主義の論述に足れりとすべからず。殊に本書は煩瑣なる多くの章節項目の如き規矩を設けず、議論の貫徹と説明の詳細を主として放縦に筆を奔らしたるが故に一の問題につき

ても全部を通読したる後ならずしては完き判定を下し得ざるもの多し。固より一千頁に渉る大冊を捧げて斯る要求を敢てする著者の罪は深く謝する所なりと雖も、全世界の前に提出せられたる大問題の攻究として多少の労力は避けざるべきなり。

著者は弁護を天職とする所謂学者等にあらざり、又万事を否認する事を以て任務とする革命家と云ふものに非らず。只、学理の導きに從ひて維持すべきは維持すべきを説き棄却すべきは棄却すべきを論ずるに止まる。学者の論議は法律の禁止以外に自由なり。故に、著者は本書の議論が政府の利益に用ひられて社会党の迫害に口実を提供するに至るとも、若しくは又社会党其れ自身の不利と悪感とを挑発するに至るとも少しも係はりなし。例へば、万国社会党大会の決議に反して日露戦争を是認せる如き、全日本国民の輿論に抗して国体論を否認せる如きその例なり（此田版『日本改組大綱』に所載の版の、松平の多し、方）。政府の権力と雖も一派の学説を強制する能はず。社会党の大勢力と雖も多数決を挿で思想の自由を軽視する能はず。一学究の著者に取りては政府の権力と云ひ社会党の勢力と云ひ学理攻究の材料たる以外に用なし。故に、著者の社会主義は固より『マークスの社会主義』と云ふものにあらず、又その民主々義は固より『ルーソーの民主々義』と称するものにあらず。著者は当然に著者自身の社会民主々義を有す。著者は個人としては彼等より平凡なるは論なしと雖も、社会の進化として見るときに於ては彼等よりも五十歳百歳を長けたる白髯禿頭の祖父曾祖父なり。

新しき主張を建つるには当然の路として旧思想に対して排除的態度を執らざるべからず。破邪は顕正に先つ。故に本書は専ら打撃的折伏的口吻（山崎の、）を以て今の所謂学者階級に対する征服を以て目

的とす。

著者は絶大なる強力の圧迫の下に苦闘しつつある日本現時の社会党に向つて最も多くの同情を傾倒しつつあるものなり。而しながら其の故を以て彼等の議論に敬意を有するや否やは自ら別問題なり。彼等の多くは単に感情と独断とによりて行動し、其の言ふ所も純然たる直訳の者にして特に根本思想は仏国革命時代の個人主義なり。即ち彼等は社会主義者と云はんよりも社会問題を喚起したる先鋒として充分に効果を認識せらるべし。著者は社会民主主義の忠僕たらんが為めに同情と背馳するの議論を余儀なくされたるを遺憾とす。

本書征服の目的なりと云ふ学者階級に至りては只以て可憐なりと云ふの外なし。率直の美德を極度に發揮して告白すれば、余りに鶏を割く(小鶏を割く)が如くにして徒らに議論の筆を汚辱するに過ぎざるの感ありと雖も、それぞれの学説の代表者として大学の講壇に抛り智識階級に勢力を有すと云ふことのみの理由によりて指定したるもの多し。言責は固より負ふ。而しながら今の日本の大学教授輩より一言の弁解だも来るが如き余地を残し置くことあらば是れ著者が義務の怠慢にして弁解其事が本書の不面目なり。故に著者は或る学者——例へば丘氏の如き——に対しは固より充分なる尊敬を以てしたりと雖も、大体に於て——特に穂積氏の如きに対しては——甚しき侮弄を極めたる虐殺を敢行したり。斯くの如きは學術の戦場にデュネーヴ条約なしと云ふが為めにあらずして、今の学者等が長き間勝ち誇れる驕傲と陰忍卑劣とが招きたる復讐とす。

文章は平易の説明を旨としたり。而しながら寛恕を請はざるべからざるは、開放せられたる天地に論

議しつゝある学者等の想像し得ざるべき筆端(筆の)の拘束なり。為めに学者階級との對抗に当て土俵の七八分までを譲与し、時に力を極めて搏たんとしたる腕も誠に後へより臂を制せらるるを常とす。加ふるに今の大学教授輩の或者(あるも)の如きは口に大学の神聖を唱へながら、権力者の椅子に縫り哀泣して掩護を求むるに至つては如何(いかに)ともすべからざるなり。権力者にしてこの醜態を叱斥せざる間は決して思想の独立なし。(此の如く日本は、国家社会主義教育の本質を、権力者の手に握られてゐる。)

社会民主主義を護誣(無実の言ひ立て)し、国体論の妄想を傳播しつゝある日本の代表的学者なりとして指名したるは左の諸氏なり。故に本書は社会民主主義の論究以外、一は日本現代の思潮評論として見らるべし。

金井延氏 『社会経済学』

田嶋錦次氏 『最新経済論』

樋口勘次郎氏 『国家社会主義新教育学』及び『国家社会主義教育学本論』

丘浅次郎氏 『進化論講話』

有賀長雄氏 『国法学』

穂積八束氏 『憲法大意』及び帝国大学講義筆記

井上密氏 京都法政学校憲法講義録

一木喜徳郎氏 帝国大学講義筆記

美濃部達吉氏 早稲田大学講義筆記

SAMPLE
Shoshi-Shinsei.com

井上哲次郎氏 諸著

山路愛山氏及び国家社会党諸氏
(安部)
阿辺部磯雄氏及び社会党諸氏

日露戦争の翌年春

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

著
者

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

***編集注**

底本では右記「緒言」に続いて、六八ページにわたり内容目次が掲げられている。章題にその章のページ範囲が示され、内容見出しが羅列されているが、ここに掲げるのは省いた。

底本の各章冒頭には同様に内容見出しが羅列されており、こちらは本書でもそのまま収録し、見出しの置かれた箇所に対応する本書ページ番号を添えた。章頭羅列見出しの文言が本文上部欄外のそれと異なっている場合、誤記・誤植・脱落を除き、本文に付された見出しの方を優先した。本文上部欄外見出しなど、底本の体裁は巻末の「参考資料（底本画像）」に例示した。

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

国
体
論
及
び
純
正
社
会
主
義

北
輝
次
郎
著

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一編

社会主義の経済的正義

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一章

所謂社会の秩序と国家の安寧幸福	78
政府の迫害と学者の譏評	80
貧困の原因	81
機械の発明	81
機械工業の結果にあらず	82
経済的貴族国	82
経済的勢力と政治的勢力 (本文に なし)	85
人格なき経済物	85
奴隸制度	86
個人主義の旧派経済学	88
個人主義の発展と歴史の進化	88
個人主義経済学の革命的任務	90
スミス当時の貴族国経済組織	90
経済界の民約論	90
個人主義の叛逆者	91
階級に阻害されたる自由競争	91
機械と云ふ封建城廓	92
自由競争の二分類	92
機械中心問題の社会的諸科学	93

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

個人主義は革命に至る 93
個人主義の論理的帰結 93
官許無政府党員 93
所謂社会主義者に混ざる個人主義者 93

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

社会主義の深遠なる根本義は直に宇宙人生に對する一派の哲学宗教にして嚴肅なる科学的基礎の上に立ち、貧困と犯罪とに理性を攪乱せられて徒らに感情と独断とによりて盲動する者に非らず。而しながら貧困と犯罪とを以て蔽はれたる現社会より産れて、新社会の実現に努力しつつある實際問題たる点に於て論究の順序が先づ貧困と犯罪の絶滅ならざるべからず。故に吾人（われら）は第一編『社会主義の經濟的正義』に於て社会主義の物質的幸福を説き、第二編『社会主義の倫理的理想』に於て社会主義の精神的満足を論じ、而して第三編に於て『生物進化論と社会哲学』として社会進化の理法と理想とを論じ、社会主義の哲学を説き、社会的諸科学の根本思想たる者を述べ、以て第四編『所謂国体論の復古的革命主義』に入りて古来の妄想を排して国家の本質及び憲法の法理と歴史哲学の日本史を論じ、第五編『社会主義の啓蒙運動』に及で実現の手段を論ぜんとす。

貧困と犯罪——實に社会主義の実現によりて斯の人生の悲惨醜悪なる二事が先づ社会より跡を絶つとせば、社会主義は此の地球を導きて天国に至るべき軌道を発見せる者と云ふべし。而して社会主義は實に此の発見のために今や全地球に征服の翼を張るに至れり。

然るに顛倒の甚しき。却て今の政府と学者とは社会主義を迫害し譏誣するに当りて、常に必ず社会の秩序を紊乱すといひ、国家の安寧幸福を傷害すといふ。而しながら斯くの如き誣妄（ふまご）は已に現今の社会に秩序あり、今日の国家に安寧と幸福とあることを確実として云へるものなり。社会主義は實に反問せざるべからず、現今の社会に紊乱すべきだけの秩序ありや、今日の国家に傷害すべからざる

ほどの安寧と幸福とありやと。今日の科学的社會主義は徒らに感情的言辭を弄して足れりとするものにあらず、理性にして其の光を文明の名に蔽はれざるならば、此の反問は実に凡ての口より聞かるべき疑問なり。若し或る階級の權勢と榮華とを築かんがために警察官の洋刀と軍隊の銃鎗とによりて危ふく支へらるる状態を指して秩序なりと云はば、現今の社會は斯る秩序の精微複雑なるものを有す。身命を失ふもの日に限りなくして財産は野蠻部落の如く多く各自の物質力によりて各自に保護せらるるに係らず、吾人は財産を保護し身命を安固にすといふ法律の下に國家の安寧幸福を受けつつあり。社會主義は斯る状態の秩序と斯る安寧幸福とを以て地球の冷却するまで維持すべきものなるかの如く信ずるものにあらざるが故に、政府の迫害と學者の讒誣とは此の意味よりせば誠実なる憂慮より出づるものなりとすべし。同類なる人類の血と汗とを絞取りて肥満病に苦しむものに取りては今日の國家は安寧幸福を与ふべしと雖も斯る滋養物の供給を負担せしむる社會の秩序は血と汗との階級に取りては紊乱すべからざるほどに尊貴なるものとは考へざるべし。生るとより死に至るまで脱する能はざる永続的饑饉の地獄は富豪の天國に隣りて存す。この餓鬼道の餓死より遁れんが為めに男は盜賊となり女は売娼婦（娼婦は浮の娼社とも稱す、以下同）となり、而して國家は赤煉瓦の監獄を築きて盜賊に安寧を与へ、妓樓を警官に護衛せしめて売娼婦に幸福を受けしむ。この幸福を受く可き売娼婦を繁榮ならしめんがために売娼の料を以て政府は設けられ、洪澣の法典は學者の腦醬を絞りて安寧を与へらるべき盜賊の歡迎のために存す。文明の華なりと稱する新聞紙は強盜の記事、毒殺刃傷の報道、老病の縊死、貧婦の投身、幼兒の遺棄、乞食の凍餓といふが如き記事を補綴して其の文明の華を紙面に飾りつつあり。而して残忍に慣らされたる吾人には其の紙面

Ⅲ

日本
改造
法案
大綱

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

第三回の公刊頒布に際して告ぐ

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

一九二六年
(大正十五年)

日本改造法案の第一回の頒布は猶存社同人の謄写版に依りて数百部程秘密に手より手に交付されたものである。そして九年の一月発行頒布を禁止された。第二回のもは書肆改造社の売本として多少世間に弘められたが、改造行程の手段方法の一端を示した部分等を削除することに依りて公表を許可されたものである。これが十二年の五月であつた。

今第三回の印刷頒布に同意して西田税君の勞に委ねた。二回目 of 売本の時に、特に凡例の三と四とに於て批評にも応ぜず質問にも答へない所以を注意して置いたに係らず、稀に批評を見又質問に接した。来て問ふ者にも多く答へず、書簡の質義等に対しては一律に書簡其儘を封入して返戻するを例とした。然り々々否な々々にて足れりとは其節注意した通り今も同じである。

西田君は鞍馬帯劍の年少々尉である。武に養はれたるが故に克く文を解し得るのであらうか。特に此の書冊は法案である。法案なるが故に終に法典として国家を組み立つべきものである。君及び君等の劍頭鑱尖を以てのみローマの十二銅柱に如意輪堂の鉄扉に刻み彫らるべきものである。二回目 of 時と同じく勿論官憲に毀傷されたままの者ではあるが、氣運の熟成、行路の進展、終に君及び君等の鉄血を中心時代とするに至れる象徴として、今回の印刷頒布を悦ぶこと甚深なる者がある。

右、誠に無遠慮なる申分なるが故に序でに有りのままを告白する。眞実此の法案を上海の一病室に横はつて起草するに至るまでに四十幾日かの断食をした。参考論文に収めてある『ヴェルサイユ會議に対する最高判決』の書簡は実に断食中の者で、而して其れを投函して帰れる岩田富美夫君が雲霞怒濤の如き排日の群集に包圍されて居るのを眼前に見た。全世界の是認に抗して一人の否認が着々事実を挙証せら

れた智見をのみ値する勿れ。其の否認を現実に米國其者からの否認とウイルソン其人の墜落とを以て『皆是真実』に示さんが為めには、実に我が神々及び全世界のサタン等の前に一身を投げ出したる不惜身命(りみなないは命もかえ)の禱があるのだ。日蓮は日本國なりと云ひ朕則ち國家なりと云ふ。ヴェルサイユから全世界に漲れる排日熱、支那全土を洗ひ流がす排日運動の中に在りて、——三千年の生命と六千万人とを一人格に具体化せる皇帝其人の写像が口にすべからざる侮辱を蒙りて各國環視の街頭に晒された時、——苟も『唯我一人能為救護』の大責任感を有する者、日本國に対する排侮を日蓮自らの排侮に感じ、皇帝の蒙りたる恥辱を唯我一人の恥辱に受取るのは当然の事である。

自分は十有余年間の支那革命に与られる生活を一抛して日本に帰る決意を固めた。十数年間に特に加速度的に腐敗墮落した本國をあのままにして置いては、對世界策も對支策も本國其者も明かに破滅であるを見た。清末革命の頃、則ち民國及び大正元年の前後の年頃には、危ぶないと思ひつつ、其れは間違ひだと争ひつつ、而して固より常に抑へ付けられつつ、而も未だ嘗て万事休す時まで絶望はしなかつたのである。——さうだ、日本に帰らう。日本の魂のドン底から覆へして日本自らの革命に當らう。其れには雑多に存在し行動して居る本國の革命的指導者にだけなりとも、革命帝國の骨格構成の略図をでも提供する必要があらう。然り、全アジアの七億万人を防衛すべき『最後の封建城廓』は太平洋岸の群島に築かるべき革命大帝國であると。斯くして此の法案を起草し始めたのである。

斯んな煩悶懊惱に一箇月。執筆に一箇月。——而も此の期間に於て眼前に見る排日運動の陣頭に立ちて指揮し鼓吹し叱咤して居る者が、悉く十年の涙痕血史を共にせる刎頸の同志其人々である大矛盾を

どうする。敢て大戦参加の第一歩の誤に遡らずとも、兎に角其れに参加した日本の山東攻略に対して、同一なる参加を要求して来た支那を拒んだならば其れで宜ろしいではないか。これ尠少の實力をも供せずして山東の發言権を獲得せんとしたからの者である。然るに三年後に米國が支那を誘引した時には、米國と寵を争ふかの如く支那の参加に努力した。是れ支那の出席すべきを拒んだ日本其者の手を以て、後年ヴェルサイユに於ける支那の大踏濶歩の爲めに門を開いたのである。——日本といふ大馬鹿者に貼つてやる膏葉を後の外交史の編者に残して置く。——米國が『海洋の自由』の爲めにドイツとの国交断絶に至らうとも、海洋にジャンク一隻の通商をも有せざる支那が国交を絶つべき道連れにならう理由も必要もない。自分が日本から海を渡つて一年たため間に、日本の内閣會議の卓に列べる眼玉が皆猫の眼玉に代つて居たことを知らなんだ。(誰か一帝國の政策が朝夕にグルグル代はる者だと考へてかかる者があらう)。實に六年二月十一日、神武建国の其日に於て、不肖北一輝なればこそ断乎として支那の対独断交に参加すべき理由なきを彼等に指示し、故譚人鳳、章大炎の獅子吼一声を鳴鑼(矢鏑)として殆ど米國と当時の聯合國の所為を打破するに垂んとしたのである。——北一輝が悪いか日本帝國が悪いかは高祖高宗の前に出て裁いて貰はうではないか。——勿論此の事を最初の且つ凡ての動因として支那は内乱を勃発し幾年間の南北交戦を継続した。而も僅かに半年以前袁世凱の頓死によりて第三革命を中止し各省の兵車、悉く当時の排置のままであつたが故に、革命の徹底によりてのみ支那を救ひ得る者に取りては此の国家的題目を捉へて兵を動かさんとしたのは亦当然ではないか。超憲法的に大總統黎氏をして内閣總理段公を免職せしめた者がある。忽ち段の一督軍(一督軍)が長江の一角に抛りて兵を

挙げる。無作法な復辟(ふくへき)（（地位にたがいがあつた））の狂言師が登場して黎總統其人(そのひと)に議會を解散せしめる。『黎さん』亦泣虫(また)の本性を暴はして日本公使館に逃げ込む。帝政袁世凱の両腕を働いた段祺瑞は天津から、馮国璋は南京から、民主政治の擁護者に早変わりして張勳の三日天下を討伐する。対世界戦の参否の本目的から横道(はず)に外れて、故孫逸仙君等は広東に護法政府なるものを組織する。終に独支国交断絶が聯合軍参加となるに至つて、広東の議會万能主義者は亦長い者に巻かれたる戦争参加を宣言する。而して隣国の大馬鹿者は『参戦軍』なる者を支那に組織せしむると称して莫大なる戦費と兵器とを馮段の同盟的勢力に貸付けた。（元も子も返らぬ一億五千万両の西原借款である）。大戦参加に抗せんが為めに北京の政局を打破し長江の戦雲を動かした諸友同志は、北京政府を通ぜる日本の兵器と軍費に依りて常に江の南岸に圧迫せられ全敗を免るることに天佑を求めた。彼の参戦軍なる者苦力の輸出以外一兵と雖も歐洲の土に送らるることなくして徒らに革命的同胞の殺戮に用いられたのである。革命的勢力は終に馮段の間隙に乘じて其の勢力を二分し、馮系と合縦連衡して段を北京から退けた。日本に国を売る者であるとして彼が落されたならば、国を買つた日本を侵略者となし、漸く死を免かれたる戦場からの喚声を挙げて日本の万悪を数ふる時、尋常一様なる排日運動に終らざるは言ふまでもない。北京は馮系が広東は排日の革命系が占有して居る。両者の握手に依りて段系を覆滅せる余威を以て日本に臨み、而して両者の握手せる全権代表が米国からヴェルサイユに飛舞跳躍した時、——米国の誘引したる引出物が『支那に還附する目的』なりし山東省の横取であつた事実を始めて鼻頭につきつけられた時——日本の阿呆鳥共は朝野一整に国難来と嗚号したのである。泣きもされぬ大悲劇は往々喜劇の一齣を挟んで人天の侮弄を逞う

する者である。

（序でに更に言はうか。支那の南北政府からの全権代表が、米国に於てヴェルサイユに於て叩きつけた紙幣束撒き散らした銀行券が西原借款中の数百万円であつたのだぞ！ 馮系と段系に交付された通貨は広東系と馮系が支那に於て段を倒し日本を傷くる政治費として流通し、其二者が南北政府として講和政府に當つた時には外交費となつて流通したのだ。通貨である。支那自身の租税は一弗と雖も革命後國庫に納入されたことなく、五国借款以後一回の外債成立なく、而して世界大戦中英米仏独露の対支投資國は只支那以外の戦場に砲弾を投じて居たのだ。仮りに一億五千万円である。其中の一千数百万円が支那に於て討段排日の政治費となり、三五百万円が米仏の外交舞台に於ける宣伝費買収費となつたことはどうだ！ 其れを日本に於ける対米國士等は逆に米國の出資と信じ、倒まに支那が米人に買収されたかと考へて居る。凡て、為ること、言ふことも考へることも、角兵衛獅子の逆施行である）。

自分は革命帝國の法案を考へた。此の法案は秋毫（かたさう）も冷静嚴肅を紊（みだ）されてはならない。而も自分は閑かなる書齋の代りに、この全世界から起り全支那に渦巻く排日運動の鬨（なげ）の聲の中に身を縛られて居た。一冊の参考書を許されざる代りに、——御前の主張に依りて戈（こ）を執り御前の本國に依りて殺されたるもの、瞋（いら）せざるを見よとして、——參戰軍に銃殺されたる同志の忘片見を与へられた。附紐の附いた日本の單衣を着て、小さい下駄をはいて父よ々と慕ひ抱かれる。而も涙の眼を転ずれば、ヴェランダの下は見渡す限り此の兇の同胞が故國日本を怒り憎みて叫び狂ふ群集の大怒濤である。地上に生を享けたるもの多く合せざる矛盾、大矛盾ではないか。泣いて悲しみが和らぎ怒りて当るところあらば地獄ではない。地

嶽、焦熱地嶽の火炎に身を焼かるる悶へに日々水を吸ふこと幾十瓶。豪俠岩田の鉄腕さへ痺びるる力をもて、岑々時には轟々と鳴り痛む脳骨を打ち叩かせつつ、(御前には常に御世話になつたことを謝する)。真に氣息奄々として筆を動かしたものである。二三行にして枕し、五六行にして横はり。

故に自分は信ずる。後十年秋、故朝日平吾君が一資本閥を刺して自らを屠りし時の遺言状が此の法案の精神を基本としたからとて聊か失当ではないと。死を以てする者と、死に優る生を貪る者との間には其の根底に於て一脈相通する者があるのだ。自分が勿論足下を教へた者でない如くに、足下の魂を天上に召した偉いなる者が自分を召して地上に之れを書かしたためである。従て猿から僅かに進化した理論に甘んずる頭脳の人々、虚偽飾善の時代に適者生存の名譽を負へる国士・志士・学者・人格者・三角者の如きが、或は追隨したり或は背叛したりしやうとも一顧する気にもなれない筈であると思ふ。

当時は真に死の易きに比せらるる生の痛惨悲愁を嘗めた。而も今にして回顧すれば、かの火の海の書齋と涙の冊子とは自分を書かしためし者が其の書記生に恵まれた者であつたのだ。拝跪稽首して告ぐ。此の文字が諸子を導くところあらば、諸子の感謝すべきものはあめつちに満つる我が神及び諸子の神々である。

参考論文に収めてある『支那革命外史』の序文は十年秋公刊の機会に於て書いたもので、本文は四年末五年春第三革命中或る余儀なき必要の爲めに限定部数の印刷配布のものである。当時全然捨てて居た筆を執るに當つて、『国体論』及『純正社会主義』の明治三十九年から十年の歳月を経たのを回顧して感慨多少のものがあつた。『国体論』の出版及び同時の発行禁止から其年の冬直ちに支那の革命者の一団の中に生活せしめられて居た。幸徳秋水事件等の外に神蔭しの如く置かれたる冥々の加護を今更の如く考

へしめられることもあり、真実の革命の本義と革命運動とは決して書冊や歴史では解することの出来ない境地であることも悟られて来た。同時に人間生活の殆ど凡ての窮乏も、屈辱も、成功らしきことも、失敗其者の至重至大なる意義も、——特に腸の千切れる悲しみや血の涙といふもの、天人共に怒ると云ふ憤怒の如きもの、——此等の体験と其中に起伏する一糸紊れざる法則も多少は悟ることも出来た。特に革命的中心人物は凡ての歴史に於て似而非なる同一戦列の鍍金者流（名譽権力、我見邪慢の地金に外部周囲から革命的光輝を塗られた似而非者）によりて終滅せしめらるる事実と其の天意とに就きて深く心得ることも出来たつもりで居る。而して此の二著の序文だけでも収録した理由は、理論として二十三歳の青年の主張論弁したことも、実行者として隣国に多少の足跡を印したことも、而して此の改造法案に表はれたことも、二十年間嘗て大本根柢の義に於て一点一画の訂正なしと云ふ根本事の諒解を欲するからである。思想は進歩するななど云ふ遁辞を以て五年十年、甚しきは一年半に於て自己を打消して恬然恥なき如きは、——政治家や思想家や教師や文章家は其れでも宜ろしいが、——革命者として時代を区劃し、幾百年の信念と制度とを一変すべき使命に於て生れたる者の許すべきことではない。純粹の理論を論説して居た二十台の青年だらうが、千差万別の事情勢力の渦流に揉みくちやにされて一定の航路を曲げ易い三十台だらうが、已に社会や国家に対して言説をなし行動を取つた以上は年齢や思想如何を以て免除さるべからざる責任を感すべき筈と思ふ。

一貫不惑である。故に同じき参考論文に収めて在る『ヨッフエ君に訓ふる公開状』は其れ自身の価値、則ちロシアの革命が百年後れたるフランス革命の継続であつて社会主義の実現に非ざることや、国際債

務の否認が主義の理論でなくてドイツ皇帝との降伏同盟から生じたことや、国際法学上の承認とは領土継承権の承認以外は何もないと云ふことやの価値は今も鮮かなる論証として存する。又この論文の数万部を以て、且つこの論文からの満三箇月を以て、彼を自分の領土から逐出した実力の行動を承知する者も多からう。而しながら其論調が所謂『戦場言葉』であつたが為めに、——自分が言説をする時は則ち行動の一部であるが故に、——反動主義者でないかと愕いた昏迷者は二十年前の『国体論 及 純正社会主義』の論文を見るがよろしい。非戦論に雷同せざるものは革命主義者に非ずとされた当時の世界風潮に於て『万国社会党大会の決議を以てすとも著者の自由を拘束する能はず』と大書特筆して日露戦争を是認してある。(彼れの凡てを無視せよ、彼れの一貫不惑なる二十一年の生活を信賴せよ)。然り。日露戦争によりて、一島国の黄人が白人の大陸帝国を単独に打破したることに依りて、支那に革命精神の勃興となり、インドに独立運動の萌芽を見たのだとせば其れを非認して革命者を自任した人々の如き今更支那やインドやアジアの革命を語り解放を言ふは社会に対し自己に対しても恥無きわざではなからうか。

『国体論 及 純正社会主義』は当時の印刷で千頁ほどのものであり且つ二十年前の禁止本であるが故に、一読を希望することは誠に無理であるが、其機会を有せらるる諸子は『国体の解説』の部分だけの理解を願ひたい。右傾とか左傾とか相争ふことの多くは日本人自らが日本の国体を正当に理解して居らぬからであると思ふ。この著書はそれを閲読した故板垣老伯が著者の童顔を眺めて、御前の生れ方が遅かつた、この著述が二十年早かつたならば我が自由党の運動は別の方向を取つて居つたと遺憾がられたことがある。同時に保守党の鎮台と目せられて居た故谷干城子は別の意味に於て著者を過分に論評して

居た記事を見た記憶がある。坦々たる長安の大道を何が故に泥酔者の如く右傾し左傾して歩するのか。現在の革命的指導者諸子に影響した点の多いのは多く此の著である。(当時の啓蒙時代に於て福田徳三氏が世界的大著述となし、社会主義研究者の爲めに列挙したる各国の代表的著述中に日本を代表せる唯一の者としてあつた如き、此著に亦學術的価値もあるものであらうか。)

『支那革命外史』は序文だけで本文を見らるるを欲しない。絶版でもある。大石良雄を行動する者と浪花節語りとを混同する現代日本人から劇的興味を以て視らるることは不快此上もない。自分は芝居を見ることを欲せず歴史も其の大部分は忘却の屑籠に投げ込んで居る。文字と所作事に感激する程度のもは敵でも味方でも御免を蒙りたい。

小さき讚美と群盲象評の是非より離るることを祈る。大正五年一月よりの滿十年間の見仏の生活に於て『柔和質直者則皆見我身を身読したる如く、其れ以前の十年間の『国体論』時代より『雖近而不見』の冥々の愛護を今更のやうに願想して拝謝し得る如く、——今後恐らくは真に波瀾重畳なるべき人生無限の行路に於て等しき指導愛護を垂れ給はんことを祈る。見と不見との二十年間を幸ひにして一貫せし者惑はざりし者を、必ず決定して故国日本の巖上に築かんことを祈る。而して若し余命あらば、——何ぞ命の余れると足らざるとを言はんや。

大正十五年一月三日

北 一 輝

東京千駄ヶ谷九〇二

(この著作の複製は伏字の多い方の初版のみにある)

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

日本
改造
法案
大綱

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

一九一九年（大正八年）稿
（本館所蔵の
資料
新編
史料
等
の
複製
本
を
用
意
す
）

凡例

一。此の改造法案は世界大戦終了の後、大正八年八月上海に於て起草せる者なり。「極秘」を印し謄写に附して未だ公刊に至らざる時、九年一月発売頒布を禁ぜらる。書中に存する〇〇は公刊に際し官憲の削除したるものなり。

二。固より削除せられたる一行一句と雖も日本の法律に違反せる文字に非ざるは論なし。恐くは単なる行政上の目的に出でしと信ず。従て何等か不穩煽激なる者の伏在せるかに感じて草案者に質問照会するのなからむことを望む。二三枝を折るも大樹は損傷さるることなし。

(右記「一」と「二」は、伏字のわずかな方の「初版」のみ「二」は、(不要削除)となつてゐる。参考資料(底本)画像に「不」)

三。奈翁戦争が十八世紀と十九世紀とを劃せる如く、十九世紀の終焉二十世紀の初頭は真に世界大戦の一大段落を以て限らるべし。(世紀の更新を十進数に依りて思考すべからず。)天の命、二十世紀の第一年を以て此の法案を起草せしめたるを拝謝す。従て前世紀に続出したる旧き哲人等の誤謬多き革命理論を準繩(規繩)として此の法案を批判する者を歡ぶ能はず。時代錯誤とは是れなり。昔者(しむか)娘

をして其の母に背かしめんがために来れりと云へる者あり。二十世紀に命じて十九世紀に背くを禁ずる革命論の多きを不審なりとす。

四。「註」は固より説明解釈を目的とせるも、語辞 悉く簡單明瞭、時には只結論のみを綴りし者あり。第二十世紀の人類は聡明と情意を増進して「然り然り」「否な否な」にて足る者ならざるべからず。現代世界を展開せしめたる三大發明の中火薬が人類を殺すよりも甚しく、印刷術の害毒全世界の頭腦を朽腐し尽くせり。ために簡明なる一事一物をも迂漫なる愚論なくして解悟する能はざる稚態は阿片中毒者と語る如し。日本改造法案の起草者は当然に革命的大帝國建設の一実行者たらざるを得ず。従て其れが左傾するにせよ右傾するにせよ前世紀的頭腦よりする是非善惡に対して応答を免除されんことを期す。恐らくは閑暇なし。

大正十二年五月

(この日付は改造社版の発行時に対応しているもの)

北 一 輝

(この署名は本字の「北一輝」にはない)

卷四

大資本の国家統一 710

- 土地徵集機関^A 706
- 将来の私有地限度超過者 706
- 徵集地の民有制 706
- 都市の土地市有制 707
- 国有地たるべき土地 708
- 私人生産業限度 710
- 私人生産業限度を超過せる生産業の国有 711
- 資本徵集機関^A 712
- 改造後私人生産業限度を超過せる者 712
- 国家の生産的組織 713
- 其の一銀行省 713
- 其の二航海省 714
- 其の三鉱業省 715
- 其の四農業省 715
- 其の五工業省 716
- 其の六商業省 716
- 其の七鉄道省 717
- 莫大なる国庫収入 718
- 労働者の権利 719
- 労働省の任務 719

卷五

労働者の権利 719

- 労働省の任務 719

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

労働賃銀 720

労働時間 720

労働者の利益配当 721

労働的株主制の立法 722

借地農業者の擁護 723

幼年労働の禁止 723

婦人労働 723

卷六 国民の生活権利 726

児童の権利 726

国家扶養の義務 727

国民教育の権利 728

婦人人権の擁護 734

国民人権の擁護 736

勲功者の権利 737

私有財産の権利 738

平等分配の遺産相続制 739 (附本注)

卷七 朝鮮其の他現在及将来の領土の改造方針 740

朝鮮の郡県制 740

朝鮮人の参政権 744

三原則の拡張 746

現在領土の改造順序 746

SAMPLE
Shosui-Shinsui.com

改組組織の全部施行せらるべき新領土	747
卷八 国家の権利	750
徴兵制の維持	750
開戦の積極的権利	756
結 言	764

(西田敬之以下各著)
(公刊文庫の目次を転載)

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

日本
改造
法案
大綱

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

緒言

今や大日本帝国は内憂外患並び到らんとする有史未曾有の国難に臨めり。国民の大多数は生活の不安に襲はれて一に欧州諸国破壊の跡を学ばんとし、政權・軍權・財權を私せる者は只龍袖に陰れて惶々其不義を維持せんとす。而して外英米独露悉く信を傷げざるものなく、日露戦争を以て漸く保全を与へたる隣邦支那すら酬ゆるに却て排侮を以てす。真に東海粟島の孤立。一步を誤らば宗祖の建国を一空せしめ危機誠に幕末維新の内憂外患を再現し来れり。

只天佑六千万同胞の上に炳たり（炯じやう）。日本国民は須らく国家存立の大義と国民平等の人權とに深甚なる理解を把握し、内外思想の清濁を判別採捨するに一点の過誤なかるべし。欧州諸国の大戦は天其の驕侈乱倫を罰するに「ノア」の洪水を以てしたるもの。大破壊の後に狂乱狼狽する者に完備せる建築図を求む可らざるは勿論の事。之と相反して、我が日本は彼に於て破壊の五ヶ年を充実の五ヶ年として恵まれたり。彼は再建を云ふべく我は改造に進むべし。全日本国民は心を冷かにして天の賞罰斯くの如く異なる所以の根本より考察して、如何に大日本帝国を改造すべきかの大本を確立し、挙国一人の非議な

き国論を定め、全日本国民の大同団結を以て終に天皇大権の発動を奏請し、天皇を奉じて速かに国家改造の根基を完うせざるべからず。

支那インド七億の同胞は実に我が扶導擁護を外にして自立の途なし。我が日本亦五十年間に二倍せし人口増加率によりて百年後少くも二億四五千万人を養ふべき大領土を余儀なくせらる。国家の百年は一人の百日に等し。此の余儀なき明日を憂ひ彼の凄惨たる隣邦を悲しむ者、如何ぞ直訳社会主義者流の巾幗（（女の頭巾））的平和論に安んずるを得べき。階級闘争による社会進化は敢えて之を否まず。而も人類歴史ありて以来の民族競争国家競争に眼を蔽ひて何の所謂科学的ぞ。欧米革命論の権威等悉く其の浅薄皮相の哲学に立脚して終に「劍の福音」を悟得する能はざる時、高遠なるアジア文明のギリシヤは率先其れ自らの精神に築かれたる国家改造を終ると共に、アジア聯盟の義旗を翻して真個（（まご））到来すべき世界聯邦の牛耳を把り、以て四海同胞皆是仏子の天道を宣布して東西に其の範を垂るべし。国家の武装を忌む者の如き其智見終に幼童の類のみ。

SAMPLE
Shoshi-Sims.com

卷一 国民の天皇

憲法停止。天皇は全日本国民と共に国家改造の根基を定めんが為めに天皇大権の発動によりて三年間憲法を停止し両院を解散し全国に戒嚴令を布く。

註一。権力が非常の場合有害なる言論又は投票を無視し得るは論なし。如何なる憲法をも議會をも絶対視するは英米の教権的「デモクラシー」の直訳なり。是れ「デモクラシー」の本面目を蔽ふ保守頑迷の者、其の笑ふべき程度に於て日本の国体を説明するに高天ケ原的論法を以てする者あると同じ。海軍拡張案の討議に於て東郷大将の一票が醜悪代議士の三票より価値なく、社会政策の採決に於て「カルル・マルクス」の一票が大倉喜八郎の七票より不義なりと云ふ能はず。由来投票政治は数に絶対の価値を附して質がそれ以上に価値を認めらるべき者なるを無視したる旧時代の制度を伝統的に維持せるに過ぎず。

註二。「クーデター」を保守専制の為めの権力濫用と速断する者は歴史を無視する者なり。奈翁が保守的分子と妥協せざりし純革命的時代に於て「クーデター」は議會と新聞の大多数が王朝政治を復活せんとする分子に満ちたるを以て革命遂行の唯一道程として行ひたる者。また現時露国革命に於てレニンが

IV

対
外
論
策
篇

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

ヴェルサイユ会議に対する最高判決

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

一九一九年（大正八年）

大戦満五年目の調印当日たる六月廿八日

講和会議第一の失敗者ウイルソンを成功者の如く見るは非常なる幻惑だ
權威を持して断言す

米国自身の戦争目的『海洋の自由』を忘却した『憲政の神様』

『海洋自由』の一点張で押せば日仏伊を味方として英を挫き得た筈だ
日本を敵にした彼と、彼に結び得ざりし日本の無策

凡ての講和会議を決定する勢力の原則

舌切雀の慾張婆の如く選び取つた三目小僧の箱

海洋の自由なき国際聯盟ありや

大馬鹿者を笑殺せよ

日本こそ米国の不併土不賠償の主張を支持すべきであつた

英一国の独領占有を阻止すべき日米一致の利害

国際聯盟は不併土不賠償の変形である

米国をして国際聯盟か独領アフリカかを選ばしめよ

米国の東進は英領植民地に失望するより起る

米国が失敗に気づく時を期待するの外なし

ウイルソンの九天落下を明言す

ドイツの調印は日本の天佑にして条約はカイゼルとレニンの約束だ

ヴェルサイユ其者の革命に包まれる日

国際聯盟を今の時代に云うウイルソンは未来の意味に於ける時代錯誤だ

日米の将来を日本より米国に向つて宣伝せよ

英帝国分割の時代

米籍を有する一千万のドイツ人が米国の国是を一変するの日を見よ

米国の排日言動に神経を刺激されるは英人の術中に陥るのみ

支那の革命は資本労働の者と全然別個なる中世的革命だ

旧著の立証さるるにつけて益々断乎國策の革命的一変を要す

拜啓。過日の書簡を広く示され誠に感謝します。支那の事終に実行時代に入りましたので、今後は鮮血の筆が小生の拙文に代て御報告申すであらうと信じます。今月今日は大戦満五年目を以て調印する筈の日でありますから、歐洲講和会議に對する『最高の判決』を君に向て書きます。此事は世上の見る所と大に異て居りますが、四年前の旧著が一步立証さるる点よりしても、小生の所述を納受さるる方々に御伝へを願ひたい。そして明確に各方面の根柱たるべき方々に慎重なる熟慮と泰山の決意を促して下さい。

小生が力を極めて断言せんとすることは、講和會議に於ける失敗者は日本であることは固よりであるが、其の第一の失敗者はウイルソン其人なりと云ふことです。彼と日本委員との個人的輕重を比較して、彼を以て講和會議に於ける成功者の如く考ふるは非常なる幻惑であつて、實に彼の失敗を正当に理解することは、將來の對支政策、對米政策、否凡てを包括する日本の國策の樹立に於て、最も必要欠く可らざることである。則ち是によりて日本が如何にして失敗したかの根本的の了解を得ることも出来、從て日本の方針を將來如何にすべきかの事も自ら結論さるることとなるのです。小生はパリに於ける人々よりも法華經の前に安座して此の断言に權威を持ちます。

それはウイルソンなる男は其本国が何故に大戰に参加したかと云ふ『戰爭目的』を忘却して、鐘大鼓に浮かれ廻つた事に在る。申すまでもなく米國參戰の理由は『海上の自由』と云ふことにあつた。海上の自由が公海に於ける英國の捕獲臨檢に脅かされたる当時英國に向て起つたとしたと同じ理由によりて、海上のそれがドイツの潜航艇に脅されたが故に、一転してドイツに向て起つた開戦當時の事情を回顧す

れば明白です。正義人道はツアールの言ふのもカイゼルの言ふのもウイルソンの言ふのも同じ事で眼中に置くに足りない。米国を考ふるには只海洋自由の一事にて充分であつたのだ。若しウイルソンにして『憲政の神様』と等しき御調子者で無かつたならば彼れは英、仏、伊が風説さるる同盟を結んでウイルソンの来るのを待つた時に、彼は此の三国を引裂くに『海洋自由』の一黙張りで押すべきであつた筈だ。

米国の此の要求に対して苦痛を感じるものは一英国のみであつて、仏国の如きイタリアの如き、將た日本の如きは、海上に於ける自由を求むる点に於て米國と利害一致するものである。然らば彼は一の是れによりて英仏伊同盟を引裂き、日英同盟を揺撼(ようかん)し、以て全勝將軍たる英国を脚下に屈服せしむることが出来たのである。独立戦争後戦はれたる英米戦争なる者は実に『海洋自由』の爲めではなかつたか。米國は大戦参加の目的上よりして且つ此の歴史上の回顧よりして、彼に絶大なる後援をなし、一時兩國を危機に置くかの如き形勢を現ずるとも彼れを支持したであらう。小生の実に洪歎に堪へざりしは、何故に日本が率先して先づ彼の主張を助けなかつたかと云ふ大眼目である。彼れにしても少しく歴史的価値を有する如き人物ならしめば、何故に日本を敵に駆りて自ら墓穴を掘るが如きことをしたかを反省して宜しい。講和会議の勝敗を決する者は戦争に尽力したる功勞ある国にあらずして、戦争終了の時に有する兵力財力に在りと云ふ原則に依りて、日米兩國の完全なる提契あらば、疲弊せる英仏伊を屈服せしむる易々たるものであつたのだ。況んや仏も伊も此点に於て英と利害を異にせるをや。

彼は舌切雀の慾張婆の如く大小二個の箱を提示された。一は小さき宝物を満たした『海洋自由』の箱であつて、一は百足や蛇や三目小僧の出て来る『國際聯盟』と云ふ大きな箱である。一個口舌の雄にし

『支那革命外史』序

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

一九二二年（大正十年）

日本の東方には今ワシントン會議なる名に於てヴェルサイユ條約が寸裂焼却されんとする國際的大舞臺の廻轉が轟き始めた。而して西の方支那の革命的進行が十年間の下燃えから噴出して將に冲天の(高き)焰を挙げんとして居る。時を同じうして起れる東西兩大陸の驚異の間に、六年間埋もれて居た此書を公けにする。

今秋の十月十日で清朝三百年の君主政治を顛覆した武漢の烽火から滿十年目になる。隔世の感の如く又昨今の想もする。支那は民国元年となり、同時に日本亦大正元年となつた。日露戦争の勝利と、日露戦争に打勝つた日本の思想とに啓蒙されて起きたものが十年前の清末革命である。徒らに民主国の名を冠して而も何等の建設、何等の破壊を為し得なんだ爾後十年間の支那は、支那自身の為めにも恥づべき限りであつた。支那が日本の輕侮を招いたのは必ずしも不当でない。日本亦徒らに大正義の改元を宣して而も其の支那に加へた言動は悉く不義の累積であつた。支那の革命を啓發した戦争の國家的大道念其者を喪失してウロウロして居たのが爾後十年間の日本であつた。日本自身の恥辱に於て支那の百千倍である。日本が支那より排侮され列国より脅威さるるのに少しも不当はない。

民国及び大正の三年、支那及び日本の為めに、参加すべからざる世界大戰に先頭第一の輕燥(軽躁)を以て日本は引摺り込まれて居た。此書は翌四年、故袁世凱が帝政計画を遂行し日本の施策再び三たび謬妄を重ねんとしつつあるを見て、其年の十一月執筆の傍より印刷しつつ時の権力執行の地位に在る人々に示した者である。第八章『南京政府崩壞の真相』迄が其れである。然るに暗合の如く一致して同月故蔡鍔が雲南から通称第三革命といふ討袁の兵を挙げたので、革命党の諸友悉く動き、故譚人鳳の

上京して時の大隈内閣との交渉を試むる等のことあり、為めに筆を中止した。後半の執筆は翌五年四月の間で、革命も酣(たけなむ)はならんとするかに見えたので真に寸閑を窺うかがんで筆を走らせる後から後からと印刷を急がせた。元來文筆の士に非(あら)ざる者の文字更(まじ)に拙悪蕪雜(ぶつご)を加へた所以(ゆゑ)である。当時老眼鏡の人々に見易(やす)きため大きな活字の者であつたのを、此冊子(この)に組み改める機会(きかい)に於て章句段落等を整へて見たが、文章としては誠に申訳ないものである。而して最後の印刷が配布されつつある時、実に六月六日討袁軍の目標として居た袁世凱が急死した。革命は又々頓挫した。不肖は別個満腹の決意を抱いて一人再び支那に渡つた。

而しながら後半の配布に論述して在る凡ての題目、則ち支那の革命が如何に徹底し而して如何に其れが日本及び其他(その他)の国際政局に決定的方向を与へるかの洞察は、當時に於て不退転の大信念なりし如く今日に及んで不可抗の大現実として日本の東西に出現して来た。大兵乱を捲き起さんとしつつある革命支那とワシントン会議とは、此書を道念と聡明を以て読み得る者の当り得るところである。故に此の書は支那の革命史を目的としたものでないことは論ない。清末革命の前後に亘る理論的解説と革命支那の今後に対する指導的論議である。同時に支那の革命と並行して日本の対支策及び対世界策の革命的変を討論力説してある。則ち『革命支那』と『革命的対支策』といふ二個の論題を一個不可分の論述したものである。

書中、二十一ヶ条の対支交渉を遺憾限りなしとし又、対支政策及対支策の全局に於て日本は日英同盟に拠るべからず日米の協調的握手にあることを指示した所が多い。今にして明かに見るのは当時の執

ヨ
ッ
フ
エ
君に訓おしふる公開状
(ロシア自らの承認権放棄)

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

一九三三年（大正十二年）

敬重すべきヨツフェ君。君は今革命ロシアの承認と其れに附帯せる外交的折衝の爲めに日本に來た。病軀を担荷に横へて敵国に乗り込む信念と勇氣だけに於て已に君の歴史に悲壯なる幾頁を加へて居る。君が交渉の相手として居る後藤新平君の階級及び其れを中心として愚論を渦いて居る知識階級とに対照する時、拙者共は実に御恥かしい次第だと思つて居る。

而し乍ら君が今相手として居る後藤君及び輿論は君等の政府が革命の始めに於て投獄し銃殺し絞殺した地主貴族階級と知識階級とである。君の周囲に群り接して居る彼等の心理状態を側面から觀察して居ると実に面白い。怖いやうな安堵したやうな接近したいやうな逃出したいやうな、丁度小供等が猛犬の耳や尾に触れる時のビクビクした又強がりを示す心持で居る。胆力も智力も分曉の時産婆に盜まれて持合せない連中ではあるが、只もう如何にしてヨツフェ閣下の逆鱗に触れまいかと云ふ憂慮が彼及び彼等の全部を支配して居る。君が一言ノーと吼えれば子供等はワアと逃腰になる。君が目細くして「後藤君の顔を立ててやる」とでも言へば、子供の一人は君の耳を引き尾を掴んで他の子供等に向つて己れの強がりを誇示する。是れだけで君は全勝に近い程度の勝利を把握して居る。

而かし御同類の拙者共から見ると、斯んなことは君に取つて何んでもない茶飯事だ。君等がロマノフの全盛時代に極度の少数者として彼等に接した時の翻弄術・眩惑手段で、風霜幾十年の練磨を以てするのだ。殊に一旦権力を握るや一疋残らず噛み殺して猶滿腹の虎舌を吐いて居る君等だ。日露交渉の相手方以後藤新平君と其の輿論とを選ぶなどは、余りに人の悪い腕の凄さで御座る。

ヨツフェ君。君は今日本の首都の最只中に大の字になつて寝そべつて居る。猫は如何なる群集と雖も

鼠の中ならば安眠を妨げない。而も其中の最も肥えたる一疋を捕へて前足でヂャレテ居る。この猫の快さは日本にも存する多くの猫共の羨望の的である。日本の猫属は——猫属の中には虎もあり豹もありライオンもある——空腹の面前に君一人の満腹を見て喉を鳴らし舌を甜めて（舌舐（なめ））居る。温泉に浸り乍らの極東宣伝も、茲に至つては亦満点だ。

依て猫が猫に物申さう。ライオンが虎に物申さうでも宜ろしい。——全体貴公は何の理由ありとして日本に承認を求めに来られたか。ロシア対列国の承認交渉に於て、非を列国に塗りつけて来た君等の言分は何年来詳知して居る。道理を踏み外（はず）した又愚劣な言分は何年反覆しても同じく無効だ。古今を貫き東西を通ずる自然律の法則——この法則の中に革命の法則もある——に依りて君等自身が革命の第一歩に於て、国際間に自己の承認権を放棄して居るのではないか。列国が与へないのではない。君等自ら放棄して居るのだ。

頭の悪い奴は鼠の中にも居るが猫の中にも沢山居る。諸君の政府は世界革命史中に於て頗る頭の宜ろしからざる分類に属する。ヨツフェ君の虎頭に事理弁別（じりべんべつ）の能力あらばライオンの問題に答へよ。——承認とは何ぞや。承認を求むるとは大使の往来と云ふタワけたことではあるまい。則ち前代主権者の有せし国際的諸権利を継承することを承認せよと云ふ義である。諸権利の中の根本的権利——前代主権者の領有せる領土継承権の承認——是が則ち承認問題の実質である。（鼠共の輿論（よろん）が言ふ実質的承認とは意味をなさない）。

然らばヨツフェ君。承認を要求すること、ロマノフ皇帝の領土継承権を主張することはソヴィエト政

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

対外国策に関する建白書

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

一九三三年（昭和七年）
（原書）

恭恐頓首 一書奉呈 仕候 薄徳菲才を顧みず敢て尊嚴を冒す所以のもの誠に対外国策の重大事
 黙過傍觀に堪えざるが故に御座候。希くは篤と御熟議の上千障万難を排して御断行有之度伏して奉切願
 候。

直言すれば近時十数年間我が帝国の対外策に於て其の根幹たり眼目たり精神たる者なく、為めに歴代
 政府の対外策 悉く只其日暮し其時の風次第と云ふ状態の継続に御座候。是れ閣下等も偽りなき御心
 事に於て御肯定の事と存上候。彼の満洲事変以来国際聯盟の一顰一笑（顔に出る感）を以て如何に帝国
 朝野の一喜一憂とせしか。一に是れ対外根本策の皆無空虚の故に政府自ら信ぜず国民亦安んぜざるよ
 り来る所と存上候。不肖自身亦率直に告白して政府を信ずる能はず国民と共に安んずる能はざる者な
 りと申上げざるを得ず候。

然らば如何すべきか。是に對し多くは日米戦争あるのみと申し候。然し乍ら日露戦争又は独仏戦争と
 云ふが如き日米二国間に限定せられたる戦争を思考する如きは現代世界に於て有り得べからざる事に御座
 候。日米戦争を考慮する時は、則ち日米二国を戦争開始国としたる世界第二大戦以外思考すべからざる
 は論なし。則ち米国及び米国側に参加すべき国家と其の国力を考慮せずしては、経国済民の責に任ずる
 者の断じて与する能はざる所と存上候。不肖嘗て海軍の責任者に問ふ。対米七割の主張は良し。若し
 米国海軍に英国の海軍を加へ来る時、將軍等は能く帝国海軍を以て英米二国の其れを撃破し得るかと。
 答て曰く、不可能なり。一死以て君国に殉ぜんのみと。不肖歎じて独語すらく、君国は死を以て海軍に
 殉ずる能はざるを如何にせんかと。



是れ切に閣下等の御熟慮を請はんとする点に御座候。日米戦争に際して英国は或る場合に於て開戦当初より米国の側に参加すべし。或る他の場合に於ては日本に悪意ある中立を持しつつ米国の軍器軍需に巨利を博したる後米国内に立ちて参加すべし。是れ過ぐる大戦に於て米国が英国に参加したるよりも容易且必然なる可能に御座候（日英同盟の廃棄事情、其後の英米対日関係及び支那並に英領アジアに於ける関係等）。然らば現状の儘に於ける日米開戦論者は日本対英米戦争論者として、最も警戒を要する論議又は行動なりと見做さざるを得ずと存上候。

更に別個の一敵国あり。ソビエトロシアは日米開戦の翌日を以て断じて日本の内外に向て全力を挙げて攻撃を開始すべし。是れソビエトロシアの大方針にして、日米戦争則ち世界第二大戦を捲起して以て彼のアジア攪乱並に世界攪乱の大目的を達成せんとするは言ふ迄もなき事に御座候。彼は是れを世界革命と申居候。不肖は彼と今の支那との関係に就き特に深甚なる御注意を喚起せられたく存候。実に日本は国際聯盟を以て支那に対する認識不足と申候へども、日本自身が今の支那政府とソビエトロシアとの関係につきて至重至大なる根本点を認識せざることを驚き入る者に御座候。

則ち世界大戦終了後突如颶風（ツクリカゼ）の如く起りたる支那の排日熱、排日政策は何故の者に御座候哉。勿論日本が大戦参加の唯一の戦利品たる青島が米国の恫喝によりて何の苦もなく支那に奪取せられたる軽侮より生起したる事は事実（マコト）に御座候。支那は以来日本を以て米国の一喝によりて何等為す能はざる弱小国として其の軽侮を年々に増加し、日本又米国の前に自ら軽侮を重ねて支那の軽侮に値する事

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

日米合同対支財団の提議

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

一九三五年（昭和十年）
（原文刊版名、原文半版名、
部分刊版名に置換）

肅啓。内外稀有の難局に面し閣下等の御心勞御対策等に対し衷心より深甚なる敬意を表し奉り候。
陳者本書建言申上候儀は聡明なる閣下等の御所見と大差なかるべきを信じ候へ共微妙なる一国民の至誠なる陳述として一応の御考察を御願申上候。勿論煩瑣なる論述の如きを除きたる結論的、個条列举的のものに御座候。

一。支那を問題として日米間に戦争を勃発せんとしたること再三に有之、幸にして今日まで是れを免かれ候へ共今後尚この儘に放置致候ては近き将来に於て必ず兩國の戦争則ち兩國を破滅的深淵に投ずる不祥事を到来せしむるは言ふまでも無之儀に御座候。

二。勿論日本帝国の道義的使命、其の權威又は其の存立が脅かさるる場合に於ては國家を粉碎して太平洋の底に沈め一人の生くる者なきを期すべきは論ずるまでも無之候。只日米兩國が支那を問題として太平洋上に死闘すること仮りに一二ケ年ならしめば其の結果する所は如何。太平洋の覇權も、問題とせる支那其者の權益も、其の一二ケ年の期間に於て悉く大英帝国の掌中に握らるるは天日を指す如く明かなるを忘れまじく候。

三。太平洋が日米兩國のみの争覇場なるかに考ふるは無智の兒童輩に候。太平洋を周ぐりて英國の領土は南方濠洲シンガポールあり、支那に沿ひて香港等あり、米國に隣りてカナダあり——則ち太平洋上に雄を争ひ得る者は日英米三国にして断じて日米兩國のみに非ず。然るを日米兩國のみの勝敗によりて其の焉れかに覇權を帰するかに速断するは何ぞ。誠に不心得千萬なる痴言妄行と申す外なく候。

四。特に英國の伝統策などと称して英國は自己の安全の爲めに常に独仏の不和争闘（分闘）の止

まざるを望むとは彼の兒童輩も申すに非ずや。然らばインドを有し香港シンガポールを有しカナダを有する同じき英国が、日米両国を常に不和争鬭の状態に置き以て日米開戦の好機を鶴首待望すべきは至当なる政策と考ふべきに非ずや。英国が本国の安全の為に独仏を戦はしむるを政策とせるならば、其の太平洋及び支那に有する領土又は權益の為に日米を相戦はしむること亦其の政策ならざるを得ざる理に御座候。

五。右の根本点に気付きたるが故に、先年国際聯盟脱退後日本全権石井菊次郎氏が米国に上陸するや大統領ルーズベルト氏は握手と同時に何と申候哉。ざつくばらんの話に御座候。どうだ石井君、日米を戦争させて英国始め一と儲けしやうとして居る、拙者はやつと気が付いたが君の国の方はどうぢやと。支那の一部たりし滿洲が日本によりて独立国となり上海が日本によりて砲撃され日本帝国が国際聯盟より閉め出されたる時、日本上下の怒は悉く米国に向はしめられ居候。勇敢にして時に思慮を失し易きサムライの国日本は米国の三目入道に向ひて一劍を加へんと致居候。而もルーズベルト氏自ら拙者も輕率で三目入道の役は致したが古狸は英国で御座ると堂々日本全権其人に向ひて宣明したる以上、日本亦背後の古狸を顧みるの要あるに非ずや。否、聯盟囂々の当時、已に日本の外務陸海軍の当局の聡明克く状勢の根源を洞察して一切の妖怪変化悉く彼の古狸の為す所なるを看破し始めたる慶賀に不堪存候。

六。滿洲蒙古一帯がロシアに属すべからず支那に属すべからず日本に帰属すべき理論は条約の文字以上の大事実に基くものに御座候。然る所、其の帰属の不安定なりしが故に、露支両国の陰密なる結托となりて世界大戦後支那の日本に対する反抗殆ど膏盲に入りしは特に支那の為に（多少日本の為に

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

遺書・絶筆

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

大輝ヨ。此ノ經典ハ汝ノ知ル如ク父ノ刑死スル迄読誦セル者ナリ。汝ノ生ルルト符節ヲ合スル如ク突然トシテ父ハ靈魂ヲ見神仏ヲ見此ノ法華經ヲ誦持スルニ至レルナリ。則チ汝ノ生ル、トヨリ父ノ臨終マデ読誦セラレタル至重至尊ノ經典ナリ。父ハ只此ノ法華經ヲノミ汝ニ残ス。

父ノ想ヒ出サルル時、父ノ恋シキ時、汝ノ行路ニ於テ悲シキ時、迷ヘル時、怨ミ怒リ悩ム時、又樂シキ嬉シキ時、此ノ經典ヲ前ニシテ南無妙法蓮華經ト唱ヘ念セヨ。然ラバ神靈ノ父、直ニ汝ノ為メニ諸神諸仏ニ祈願シテ汝ノ求ムル所ヲ満足セシムベシ。

經典ヲ読誦シ解説スルヲ得ルノ時来ラバ父カ二十余年間為セシ如ク誦經ニ昧ヲ以テ生活ノ根本義トセヨ。則チ其ノ生活ノ如何ヲ問ハス汝ノ父ヲ見父ト共ニ活キ而シテ諸神諸仏ノ加護指導ノ下ニ在ルヲ得ベシ。父ハ汝ニ何物ヲモ残サス而モ此ノ無上最尊ノ宝珠ヲ留ムル者ナリ。

昭和十二年八月十八日

父 一輝

参考資料
(底本画像)

本書収録主要諸篇底本の写真を以下に掲載する。

うち『日本改造法案大綱』（西田税発行版）は本書凡例に説明したように「伏字版」（伏字の多い方）と「伏字僅少版」（伏字のわずかな方）が初版と再版のそれぞれに同じ発行日をもって存在しており、つまり、計四種の版がある。「伏字版」の二者同士、「伏字僅少版」の二者同士は基本的に同じ内容といえるが、以下にみられるように、誤植・レイアウト等のわずかな差異がある。再版の「伏字版」のうち、東京都立中央図書館所蔵の本には、伏字を復元する「貼り紙」（印刷物）が施されており（「貼り紙」においても伏字はまだ残っている）、この「参考資料」においては「伏字版の再版」として、それを掲載した。以下に見られるように印刷物の「貼り紙」には対応するページ数の指示も印刷されている。東京都立中央図書館所蔵の同書には、都立図書館に所蔵される前の所蔵所を示す下記内容のハンコが（消印を伴って）見られる——「昭和十四年八月十二日 故海軍大將加藤寛治氏令息 加藤寛一氏御寄贈／海軍大学校図書 昭和十四年九月二十七日登録」。

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

『国体論及び純正社会主義』奥付・タイトルページ

明治三十九年五月六日印刷
明治三十九年五月九日發行

不許複製

大賣捌所

正價貳圓八十五錢

著者 北 輝 次 郎
發行者 青 沼 勸 左 衛 門
印刷者 東 京 文 館 社
東京市西區飯田町三丁目番地

新編 縣位 京都府 宇治市 大字 第六十番地

神田一ツ橋通
神田區神保町
神田神保町

東 同 有
京 文 麥
堂 館 開 社

北輝次郎著

國體論及び 純正社會主義

第二章

三一—六八

經濟的貧窮國の歴史的考察——個人的労働時代の勤儉貯蓄——
——「アラスト」の性格論の誤謬——「大日本」と「實業論」——資本は
投資の蓄積なり——經濟的土產——資本家發達の歴史——日
本の土地條件は資本の投資なり——工業革命の日本——貴族
階級間の熾生退治の競争——經濟的野蠻の天賜天皇——恐慌——
——企業家の所謂「自己の責任」——恐慌を負擔するものは全社會
なり——經濟的「編入」は「アラスト」の經濟的封建制度に至る
——「アラスト」の物價低きは經濟的兵火なりが故に事實なり——
——「アラスト」の株求奇效は封建なるが故に奇事なり——封建
時代の百姓一揆と「アラスト」に對する同盟罷工——買賣關係の
私法にあらざる公法の統治關係となる——經濟的封建制度は經
濟史的の死結にあらざる——革命の發火點は權利思想の覺醒にある

第一章

社會主義の經濟的正義

一—三〇

所謂社會の秩序と國家の安寧幸福——政府の追善と學者の議
論——貧困の原因——機械の發明——機械工業の結果にあら
ず——經濟的貧困——經濟的勢力と政治的勢力——人格な
き經濟物——奴隸制度——個人主義の舊態經濟學——個人主
義の發展と歴史の進化——個人主義經濟學の革命的任務——
——「アラスト」當時の貧困經濟組織——經濟界の民衆論——個人主
義の叛逆者——階級に阻害される自由競争——機械と云ふ
封建城郭——自由競争の二分點——機械中心問題の社會的諸
科學——個人主義は革命に至る——個人主義の倫理的歸結——
——官許無政府黨員——所謂社會主義者に誤せる個人主義者

『国体論及び純正社会主義』目次

『国体論及び純正社会主義』本文（章冒頭）

封鎖禁錮——自由競争の二分額——機械中心問題の社会的側
 科學——個人主義は革命に至る——個人主義の論理的開始——
 官許無政府黨員——所謂社会主義者に對する個人主義者

社会主義の根柢なる根本義は直に宇宙人生に對する一派の哲學的見
 識に於て是れなる科學的基礎の上に立ち、實國と虚國とに理物を遠棄せ
 られて使らに成濟と斷絶しによりて自衛する者に非らず。而してながら
 實國と虚國とを以て是ははれたる後世より産れて、新社會の實現に努
 力しつゝある實際問題たる點に於て論究の順序が先づ實國と虚國との區
 別ならざるべからず。故に吾人は第一純正社会主義の經濟的正義に於て
 社会主義の物質的幸福を説き、第二純正社会主義の合理的理想に於て
 社会主義の精神的満足と論じ、而して三編に於て是れを總論と社會哲
 學として社會進化の理想と理想とを論じ、社会主義の哲學を説き、社
 會的科學の根本思想たる者達を述べ、以て第四編所謂國體論の復古的

第壹編 社会主義の經濟的正義

第一章

所謂社會の秩序と國家の安寧幸福——政府の造善と學者の識
 識——實國の區別——機械の發見——機械工業の結果にあら
 ず——經濟的食養用——經濟的勢力と政治的勢力——人筋な
 き經濟物——奴隸制度——個人主義の舊派經濟學——個人主
 義の發展と歴史の進化——個人主義經濟學の革命的任務
 あり、當時の食養用經濟組織——經濟界の長約論——個人主
 義の發展者——階級に照響されたる自由競争——機械と云ふ

八〇〇	五	系・權・利・と・系	系・權・利・と・系
五一九	五	一・千・一	一・千・一
五二二	八	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
五九八	八	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
六〇〇	二	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
六〇七	二	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
六四七	九	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
六四八	八	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
七〇〇	四	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
七二八	二	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
七八二	九	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
同	一	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
七九三	一	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
七九六	二	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏
七九七	三	國・年・同・家・踏	國・年・同・家・踏

六	一	行・表	行・表
一七	一	行・表	行・表
四六	七	行・表	行・表
五二	七	行・表	行・表
五九	七	行・表	行・表
七二	二	行・表	行・表
九六	三	行・表	行・表
一〇二	三	行・表	行・表
一〇四	三	行・表	行・表
一一一	三	行・表	行・表
一一五	五	行・表	行・表

正誤表

（重要なるもののみ）

經濟學・老・致・要・果・強・流・機・尊
 的・上・傳・達・今・實・國・し・會・貴
 的・上・傳・達・今・實・國・し・會・貴

『国体論及び純正社会主義』卷末正誤表

『国体論及び純正社会主義』本文（第10章）

多神教の
の祖先
宗先學教

魂を祭る多神教の在りて其の多神教には大蛇、木石、鳥獸、甚しきは生殖器等が禮拜せらるゝ如く、基督教傳播以前の歐州人も種々の動物奇石怪木を祖先の靈魂と共に拜りたる如く、八十万神を信仰する日本の祖先教も其の多神教たることに於て無数の噴飯嘲笑すべきものを祭りたりき。穂積博士は酸素と炭素との化合による火の説明を斥けて加具土の神を信仰しつゝありや、氣壓の爲めに起ると云ふ暴風を級長戸邊の神が怒りて大木を抜くとして恐れつゝありや、波浪の起るは大波津美の神の所爲として恐怖しつゝありや、蝗虫は歳の神の致す所にして農學は國體を傷くる神道の邪教なりや、氏の邸宅の竈と厠とは供物を供して竈の神、厠の神を祭りつゝありや、氏は動物園の大蛇を神社に祭るべく主張し、木造の生殖器の前に朝夕合掌稽首しつゝありや。――斯る姦洞邪教の存するが故に帝國憲法は安寧秩序を防げざる限りに於てと云ふ前置きを設けたるなるぞ。祖先教と多神教とは同一の根より生じたる宗教と哲學の萌芽なり。今日に於て顧みれば固より笑ふ

六〇〇

『国体論及び純正社会主義』本文（第16章）

本主義個人地
主たる國が
却て主國
家主義
張る主
帝國主義
義を主
る取

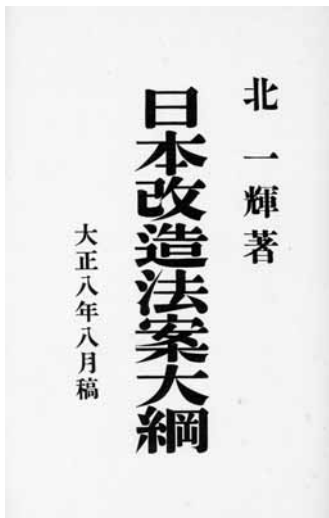
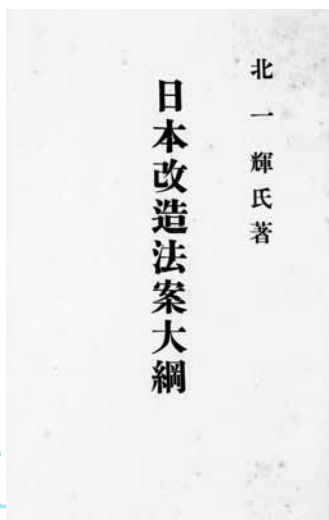
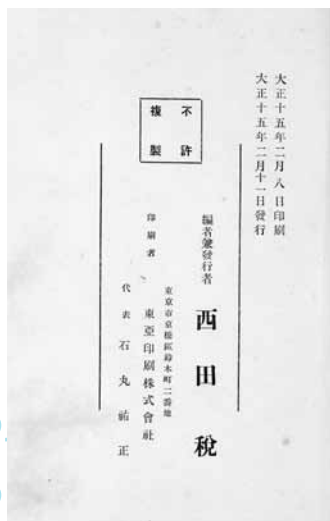
羅馬馬帝
國はあ
り得べ
きも世
界を以
てし邦

瑞西は
理想國
に非ら
ず

界主義を取り、却て個人主義を執る所の資本家地主の階級が國家の權威を主張せる所の帝國主義を掲げて立つとは！ あゝ思想界の大混戦の爲めに敵と味方とは其の旗幟を取り違へて立てつゝあり。個人主義なくして全個人の權威の上に立てる社會主義なり、帝國主義なくして全國家權威上に築かるゝ世界聯邦の世界主義なく。故に凡ての個人が貴族君主の下に奴隸的服従を事とせし個人の權威なき「平民」に社會民主々義の夢想なる如く、強力に仕ふることを事として自國の國家的權威を解せざる國家の集合にては羅馬帝國はあり得べきも世界聯邦なし。

○この點に於て阿邊磯雄氏が其著「瑞西」を指して地上の理想國となし其の軍備の存するを遺憾なりとせしは論なく誤まる。彼の如く他の銃鎗の間に支へらるゝ獨立は理想的國家にあらず、瑞西の理想的なりと云はるゝは一旦の曉その微少なる軍備を以て仆れて後止むの國家的權威に在りと云はん。凡ての人格が權威に覺醒して自由を主張するとき先づ他の自由を尊重せずして自己の自由の爲めに他の是れを無視す。

初版「伏字版」『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ



初版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ

初版「伏字版」『日本改造法案大綱』

日本改造法案大綱目次

緒 言

卷一 國民ノ天皇

○○○○○ 天皇ノ原義——華族制限止——普通選舉——國民自由ノ恢復

卷二 私有財産限度

私有財産限度——改造後ノ私有財産限度超過者 ○○○○○○

卷三 土地處分三則

私有地限度——私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納 ○○○○○○——將來

二七

凡 例

一、此ノ改造法案ハ世界大戰終了ノ後大正八年八月上海ニ於テ起草セル者ナリ。極極ヲ印シ騰書ニ附シテ未ダ公開ニ至ラザル時九年一月發賣頒布ヲ禁ゼラル。書中ニ存スル○○ハ公開ニ際シ官憲ノ削除シタルモノナリ。

二、固ヨリ削除セラレタル一行一句ト雖モ日本ノ法律ニ違反セル文字ニ非ザルハ論ナシ。恐クハ單ナル行政上ノ目的ニ出デシト信ズ。從テ何等カ不穩煽激ナル者ノ伏在セルカニ感ジテ草案者ニ質問照會スル等ノナカラムコトヲ望ム。二三枝ヲ折ルモ大樹ハ損傷サルコトナシ。

三、奈翁戰爭ガ十八世紀ト十九世紀トヲ劃セル如ク、十九世紀ノ終焉二十世紀ノ初頭ハ眞ニ世界大戰ノ一大段

日本改造法案大綱目次

緒 言

卷一 國民ノ天皇

……… 憲法停止——天皇ノ原義——華族制限止——普通選舉——國民自由ノ恢復——國家改造機關——國家改造議會 ○○○○○○

卷二 私有財産限度

私有財産限度——改造後ノ私有財産限度超過者——在郷軍人國會議

卷三 土地處分三則

私有地限度——私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納——土地徵集機關——將來

二七

凡 例

一、二、不要削除

三、奈翁戰爭ガ十八世紀ト十九世紀トヲ劃セル如ク、十九世紀ノ終焉二十世紀ノ初頭ハ眞ニ世界大戰ノ一大段

初版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

初版「伏字版」『日本改造法案大綱』

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二、私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現代ノ如キ腐敗破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ労働の株主ヲ併存セシムルコトハ内容の根本的ニ當ニ該事業ヲ健康ニ支持スベシ。

註三、労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定シ一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護、私有地限度内ノ小地主ニ對シテ土地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一、限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

液ガ多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人權問題ノ範圍ニ非ズ。

註三、要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的障礙ヨリ一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗者散ラ來シテ内外相應ジテ已ビタルモノナリ。朝鮮其者ノ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國トモンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タル露西亞ガ此レヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本タラザル時ハ露支兩國ノ焉レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二、私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現代ノ如キ腐敗破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ労働の株主ヲ併存セシムルコトハ内容の根本的ニ當ニ該事業ヲ健康ニ支持スベシ。

註三、労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定シ一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護、私有地限度内ノ小地主ニ對シテ土地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一、限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

液ガ多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人權問題ノ範圍ニ非ズ。

註三、要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的障礙ヨリ一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗者散ラ來シテ内外相應ジテ已ビタルモノナリ。朝鮮其者ノ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國トモンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タル露西亞ガ此レヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本タラザル時ハ露支兩國ノ焉レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二、私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現代ノ如キ腐敗破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ労働の株主ヲ併存セシムルコトハ内容の根本的ニ當ニ該事業ヲ健康ニ支持スベシ。

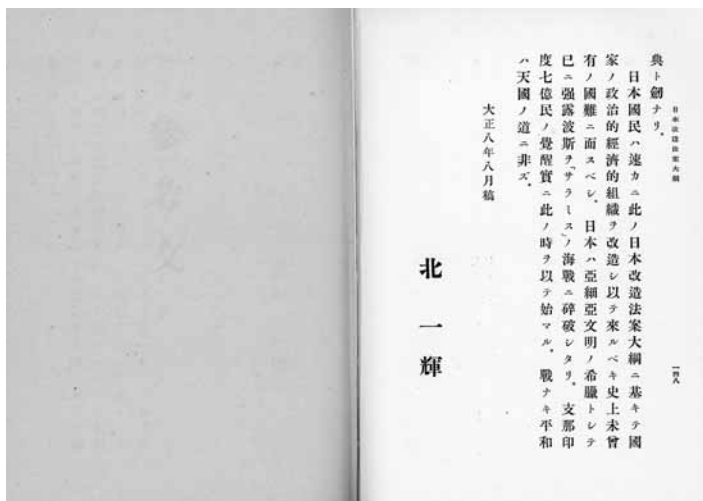
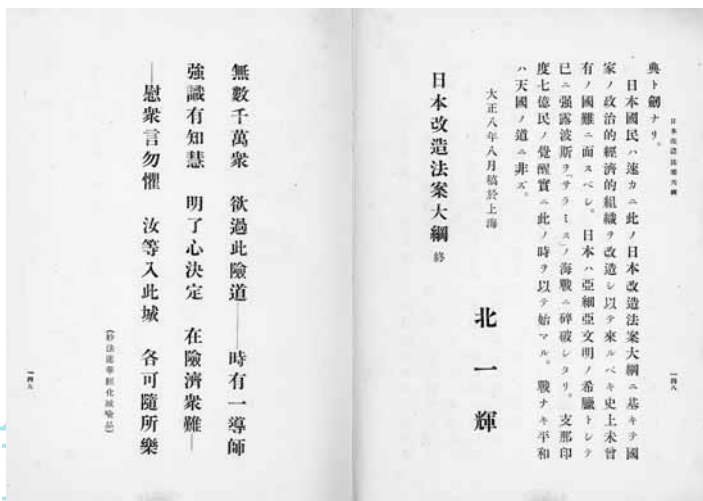
註三、労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定シ一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護、私有地限度内ノ小地主ニ對シテ土地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一、限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

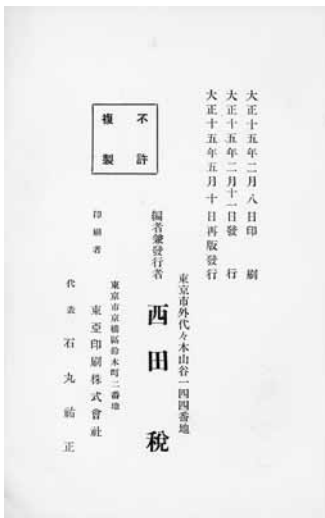
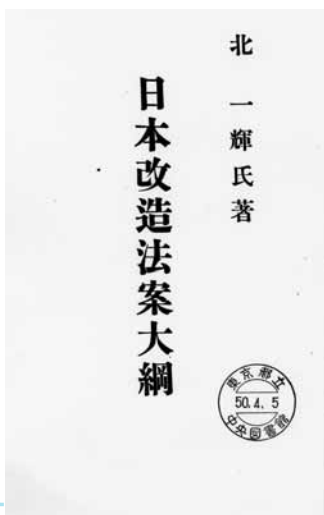
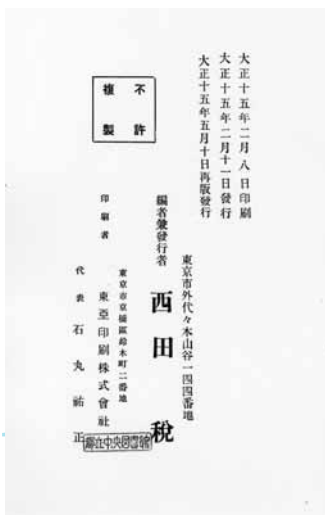
初版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

初版「伏字版」『日本改造法案大綱』



初版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

再版「伏字版」（貼付本）『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ



再版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ

再版「伏字版」(貼付本)『日本改造法案大綱』

日本改造法案大綱目次

緒言

卷一 國民ノ天皇

憲法停止 天皇ノ原業 華族制限止 普通選舉 國民自由ノ恢復
國家改造内閣 國家改造議會 ○○○○○○

卷二 私有財産限度

私有財産限度 改造後ノ私有財産限度超過者 在郷軍人兩會議

卷三 土地處分三則

私有地限度 私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納 土地徵集機關 將來

一七

凡例

一、此ノ改造法案ハ世界大戰終了ノ後大正八年八月上海ニ於テ起草セル者ナリ、極秘ヲ印シ、陸軍ニ附シテ未ダ公刊ニ至ラザル時九年一月發賣頒布ヲ禁ゼラル、書中ニ存スル○○ハ公刊ニ際シ官憲ノ削除シタルモノナリ、

二、固ヨリ削除セラレタル一行一句ト雖モ日本ノ法律ニ違反セル文字ニ非ザルハ論ナシ、恐クハ單ナル行政上ノ目的ニ出デシト信ズ、從テ何等カ不穩煽激ナル者ノ伏在セルカニ感ジテ草案者ニ質問照會スル等ノナカラムコトヲ望ム、二三枝ヲ折ルモ大樹ハ損傷サルルコトナシ、

三、奈翁戰爭ガ十八世紀ト十九世紀トヲ劃セル如ク、十九世紀ノ終焉二十世紀ノ初頭ハ眞ニ世界大戰ノ一大段

日本改造法案大綱目次

緒言

卷一 國民ノ天皇

憲法停止 天皇ノ原業 華族制限止 普通選舉 國民自由ノ恢復
國家改造内閣 國家改造議會 ○○○○○○

卷二 私有財産限度

私有財産限度 改造後ノ私有財産限度超過者 在郷軍人兩會議

卷三 土地處分三則

私有地限度 私有地限度ヲ超過セル土地ノ國納 土地徵集機關 將來

一七

凡例

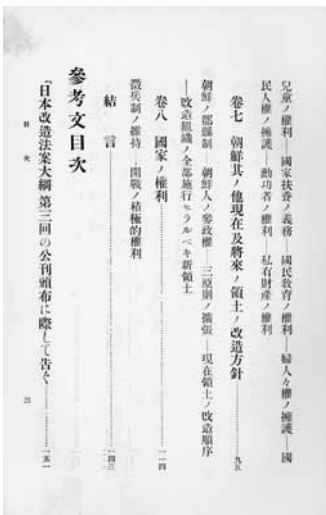
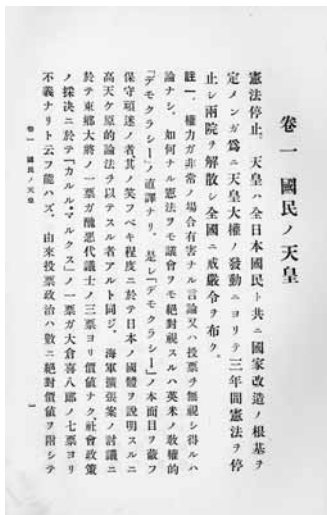
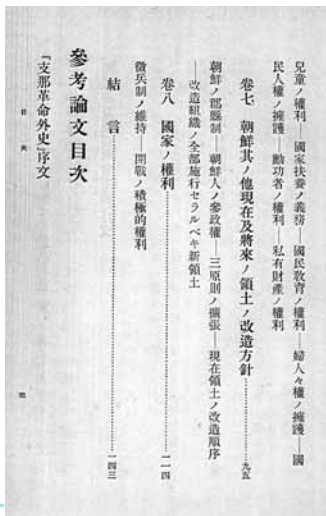
一、此ノ改造法案ハ世界大戰終了ノ後大正八年八月上海ニ於テ起草セル者ナリ、極秘ヲ印シ、陸軍ニ附シテ未ダ公刊ニ至ラザル時九年一月發賣頒布ヲ禁ゼラル、書中ニ存スル○○ハ公刊ニ際シ官憲ノ削除シタルモノナリ、

二、固ヨリ削除セラレタル一行一句ト雖モ日本ノ法律ニ違反セル文字ニ非ザルハ論ナシ、恐クハ單ナル行政上ノ目的ニ出デシト信ズ、從テ何等カ不穩煽激ナル者ノ伏在セルカニ感ジテ草案者ニ質問照會スル等ノナカラムコトヲ望ム、二三枝ヲ折ルモ大樹ハ損傷サルルコトナシ、

三、奈翁戰爭ガ十八世紀ト十九世紀トヲ劃セル如ク、十九世紀ノ終焉二十世紀ノ初頭ハ眞ニ世界大戰ノ一大段

再版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

再版「伏字版」（貼付本）『日本改造法案大綱』



再版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

再版「伏字版」（貼付本）『日本改造法案大綱』

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二、私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現代ノ如キ直販破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ労働の株主ヲ保存セシムルコトハ内容の根本的ニ當ニ該事業ヲ兼權ニ支持スベシ。

註三、労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定シ、一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護、私有地限度内ノ小地主ニ對レテ土地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一、限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

液が多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人種問題ノ範圍ニ非ズ。

註三、要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的義務ヨリ一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗萎蕪ヲ來シテ内外相應ジテ亡ビタルモノナリ。朝鮮其者ヲ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國トセンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タル露西亞ガ其ヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本タラザル時ハ露支兩國ノ焉レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

三七

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二、私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現代ノ如キ直販破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ労働の株主ヲ保存セシムルコトハ内容の根本的ニ當ニ該事業ヲ兼權ニ支持スベシ。

註三、労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定シ、一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護、私有地限度内ノ小地主ニ對レテ土地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一、限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

液が多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人種問題ノ範圍ニ非ズ。

註三、要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的義務ヨリ一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗萎蕪ヲ來シテ内外相應ジテ亡ビタルモノナリ。朝鮮其者ヲ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國トセンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タル露西亞ガ其ヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本タラザル時ハ露支兩國ノ焉レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

三七

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二、私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現代ノ如キ直販破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ労働の株主ヲ保存セシムルコトハ内容の根本的ニ當ニ該事業ヲ兼權ニ支持スベシ。

註三、労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定シ、一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護、私有地限度内ノ小地主ニ對レテ土地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一、限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

液が多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人種問題ノ範圍ニ非ズ。

註三、要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的義務ヨリ一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗萎蕪ヲ來シテ内外相應ジテ亡ビタルモノナリ。朝鮮其者ヲ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國トセンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タル露西亞ガ其ヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本タラザル時ハ露支兩國ノ焉レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

三七

ナリ。事業ニ對スル分擔者トシテノ當然ナル權利ニ基キテ制定サルベシ。別個生産能率ヲモ思考スベシ。

註二、私人生産業限度内ノ事業ニ於テ將來半世紀一世紀間ハ現代ノ如キ直販破綻ヲ來ス怖アル者ト推定スベシ。從テ労働の株主ヲ保存セシムルコトハ内容の根本的ニ當ニ該事業ヲ兼權ニ支持スベシ。

註三、労働の株主ノ發言權ハ労働爭議ヲ株主會議内ニ於テ決定シ、一切ノ社會的不安ナカラシムベシ。

借地農業者ノ擁護、私有地限度内ノ小地主ニ對レテ土地ヲ借耕スル小作人ヲ擁護スル爲メニ國家ハ別個國民人權ノ基本ニ立テル法律ヲ制定スベシ。

註一、限度以上ノ土地ヲ分有セシムル大本ハ別ニ存セリ。而モ

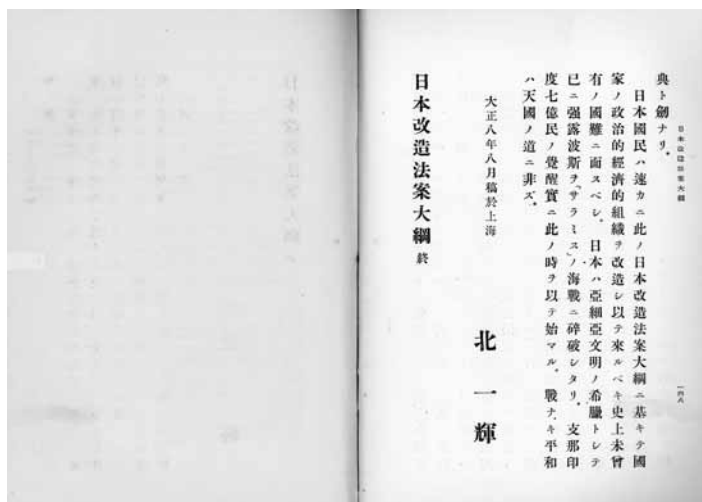
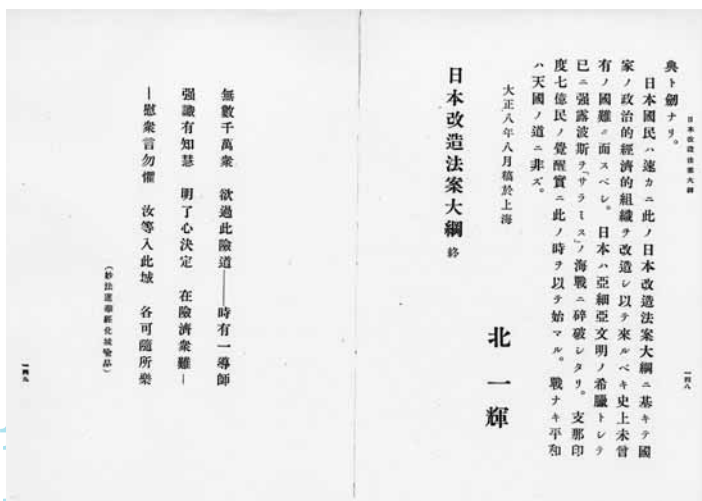
液が多量ナリト云フコトハ實ニ其ノ貴族ノ血液ガ皇室ニ入り得ベキ特權階級タリシ點ニ於テ日本ノ元首其者ガ朝鮮人ト没交渉ニ非ズト云フコトナリ。敢テ今次ノ朝鮮太子ト日本皇女トノ結合ヲ以テ日鮮ノ融合ガ試ミラルルニアラズ。是レ決シテ人種問題ノ範圍ニ非ズ。

註三、要スルニ凡テノ原因ハ朝鮮ガ日本支那露西亞ノ三大國ニ介在シテ自立スル能ハザリシ地理的約束ト其ノ道義的義務ヨリ一切ノ政治産業學術思想ノ腐敗萎蕪ヲ來シテ内外相應ジテ亡ビタルモノナリ。朝鮮其者ヲ歴史ガ示ス如ク又清國ガ此レヲ屬國トセンガ爲ニ起リタル日清戰爭及ビ滿洲ニ來タル露西亞ガ其ヲ侵略セントセシガタノニ破レタル日露戰爭ニ示ス如ク其ノ亡國タルベキ内外呼應ノ原因ハ統治者ガ日本タラザル時ハ露支兩國ノ焉レカナリシハ明白ナリ。日本ノ國防ニ取リテ彼ガ日本ノ

三七

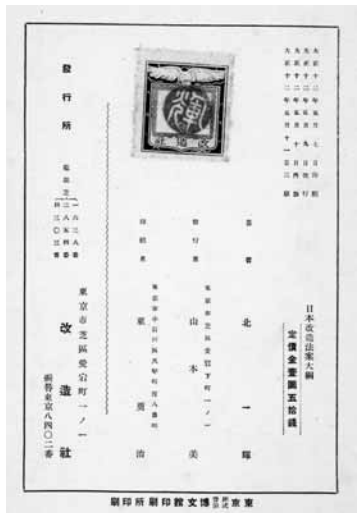
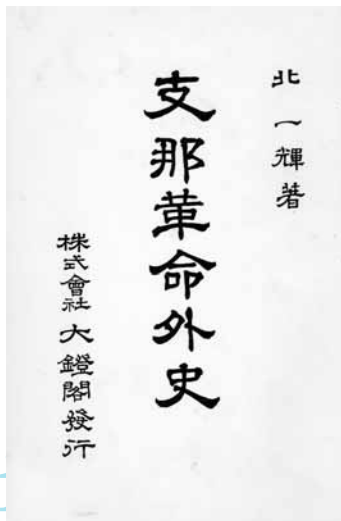
再版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

再版「伏字版」（貼付本）『日本改造法案大綱』



再版「伏字僅少版」『日本改造法案大綱』

『支那革命外史』奥付・タイトルページ



改造社版『日本改造法案大綱』奥付・タイトルページ